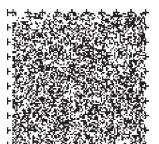


東京都障害者スポーツ振興計画



平成 24 年 3 月

東京都



障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ 「スポーツ都市東京」を目指して



スポーツは、人に夢や希望、感動を与え、活力ある社会の創出に寄与するとともに、健康の保持・増進や他者との切磋琢磨を通じた豊かな人間形成に資するなど、多くの力を秘めています。

東京都は、障害の有無や年齢、性別に関わらず、だれもがスポーツに親しみ、スポーツの力を享受する「スポーツ都市東京」を実現するため、国に先駆けて、スポーツ行政を専管する組織体制を整え、スポーツ行政を一体的、総合的に推進しています。

本計画は、今後の都における障害者スポーツ振興のための計画であり、障害者スポーツのあるべき姿や方向性を指し示す指針となるものです。本計画に基づき、障害者スポーツの振興に先鞭をつけ、今後、中長期にわたって障害者スポーツを体系的、継続的に着実に推進してまいります。

また、東京都は、2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市となるべく名乗りを上げました。東日本大震災の痛手から立ちあがろうとする、この日本において、スポーツの力で人々を結び、オリンピック・パラリンピック開催という共通の夢に向かって進む都民・国民の意思を、日本再生の原動力としたいと思います。

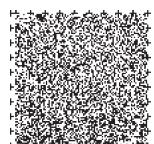
さらに、平成 25 年には、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を、ひとつのスポーツの祭典「スポーツ祭東京 2013」として開催します。ここ東京を舞台に、スポーツを通じて障害のある人とない人の連帯の輪が広がり、ともに喜びを分かち合う機会としたいと思います。

東京都は、今後とも障害者スポーツの振興をはじめ、すべての人がスポーツの力を体感できる幾多もの取組を通じて国を先導し、日本の首都として、また、世界に誇る大都市として、スポーツ都市実現への取組を一層推進してまいります。

平成 24 (2012) 年 3 月

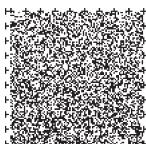
東京都知事

石原伸晃



目 次

はじめに　一計画策定の背景と必要性－	1
第1章 障害者スポーツ振興の意義	4
1　障害のある人にとって	4
2　障害のない人にとって	8
3　社会全体にとって	8
第2章 都における障害者スポーツをめぐる現状と課題	10
1　障害のある人のスポーツとの関わりの現状	
(1) 障害のある人の数は増加傾向にある	10
(2) 障害のある人全体のスポーツ活動は低調	11
(3) 障害のある人全体のスポーツ実施率も低い	13
(4) スポーツを勧めた人は、本人と日常的な関係性のある者が多い	14
(5) スポーツを行う際の相手は、本人と日常的な関係性のある者が多い	
.....	15
(6) スポーツをしている障害のある人の活動場所は福祉施設が最も多い	
.....	16
(7) スポーツを行っている人の困りごと	17
(8) スポーツを中止した理由	18
(9) スポーツを行わない理由	20
(10) 障害のある人がスポーツを行う上で必要と感じていること	22
2　障害者スポーツの振興を進める上での課題	24
(1) 障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発の不足	25
(2) 障害のある人が身近でスポーツ活動をする場の不足	25
(3) 地域のキーパーソンとなる人材の不足	25
(4) 地域でスポーツをともに楽しむ仲間の不足	27
(5) 指導者側の連携体制の欠如	28



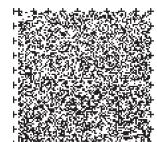
目 次

第3章 今後の都における障害者スポーツの振興に向けて

1 計画の理念	
—障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」 を目指して—	3 1
2 計画の期間	3 1
3 計画の目標	3 1
4 振興の方向性	
全体の方針・方向性	3 2
(1) 視点1：障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ 活動への円滑な導入を促進	3 3
(2) 視点2：障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を 整備	3 3
(3) 視点3：障害者スポーツへの取組体制を強化	3 4
今後の都における障害者スポーツ振興の展開について（図）	3 5
5 振興の方策と具体的な展開	3 6
◆障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への 円滑な導入を促進（視点1）	
施策1 障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談 機能の強化	3 7
施策2 障害者スポーツの理解促進・普及啓発	3 9
◆障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備（視点2）	
施策3 障害者スポーツの場の開拓・整備	4 2
施策4 障害者スポーツを支える人材の育成・確保	4 4
◆障害者スポーツへの取組体制を強化（視点3）	
施策5 障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための 体制整備	4 6
「東京都障害者スポーツ振興計画」年次計画体系図	4 8

おわりに 一計画の実現に向けてー

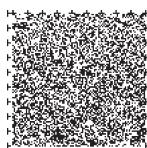
1 推進体制と各主体の役割	5 1
2 計画の評価及び見直し	5 2



目 次

資料編

1 実態調査の対象・回答者の属性等について	5 4
(1) 障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査	5 4
(2) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査【スポーツ推進委員協議会・委員会（旧体育指導委員協議会・委員会）】	5 5
(3) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査 【障害者スポーツ指導員】	5 6
2 本計画の策定経過について	5 7
○東京都スポーツ振興審議会第23期 委員名簿	5 8
○東京都スポーツ振興審議会障害者スポーツ専門部会委員名簿	5 9



はじめに　－計画策定の背景と必要性－

人は、スポーツ活動を通じて、健康的な心身を培い、生活上のストレスを低減させ、他者との交流やコミュニケーションが促進されるなど、多くの恩恵を享受しています。障害の有無や年齢、性別に関わらず、スポーツは生活の質を高め、彩り、豊かな人生を送るために大きな力となっています。

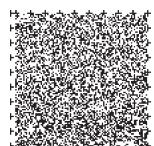
平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法においても、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とあり、スポーツの価値や意義とともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると定められています。

とりわけ、障害のある人にとってのスポーツ活動は、リハビリテーション効果、すなわち、障害の進行の予防や軽減の効果、現存している機能の維持・向上、外出やコミュニケーション機会の増大に結びつくなど、障害がない人にとってのスポーツ活動の有益性に加えて多くの効用があります。

これまで、障害者スポーツ*は、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補い、現存する機能を最大限発揮できるような工夫が加えられながら、当初は医学的なりハビリテーションも目的のひとつとして発展してきました。

近年は、これに加えてレクリエーションや健康の維持・増進などを目的とした生涯スポーツとしても広く認知されるようになってきました。

さらに、パラリンピック競技大会の認知度の向上と急速な発展にともない、競技スポーツとしての障害者スポーツも脚光を浴びてきています。



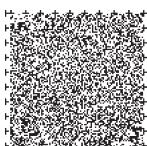
都においては、これまで、国と同様に、障害者スポーツは主に障害者福祉行政で管轄され、障害のある人の社会参加や自立支援の促進における重要な施策のひとつとして展開され、一定の成果を挙げてきました。

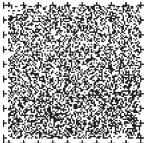
しかし、先に示したように、近年の障害者スポーツの広がりや発展は著しく、地域スポーツにおけるすそ野の拡大から競技力向上も含めた幅広い施策の推進にあたって、これまでの手法だけでは、様々なニーズやステージに応じた十分な振興を図っていくことには限界があります。今後の障害者スポーツの振興にあたっては、障害者スポーツをスポーツ行政のなかに位置づけ、一般のスポーツとともに一体的に施策を展開していくことが必要となってきています。

このため、東京都では、それまで生活文化スポーツ局、福祉保健局、総務局等にまたがっていたスポーツに関する所管部局を一元化し、平成22年7月にスポーツ振興局を設置するとともに、平成23年4月からは、東京都障害者スポーツセンターをはじめ、各局で所管していた大規模スポーツ施設をスポーツ振興局に移管しました。このスポーツ専管局の設置により、年齢・性別や障害の有無を問わず、だれもがスポーツに親しむことのできる「スポーツ都市東京」の実現に向け、障害者スポーツを含め、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制が整備されました。

また、平成25年に予定されている「スポーツ祭東京2013」は、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を、ひとつのスポーツの祭典として開催するものであり、このことは障害者スポーツばかりでなく、スポーツのさらなる普及のための大きな契機となることはいうまでもありません。

こうした動向を踏まえ、東京都スポーツ振興局では、平成23年度から障害者スポーツ振興の本格的な推進に着手したところです。しかし、障害者スポーツには、障害のある人が身近にスポーツを実践できる場の確保や、障害者スポーツを支える指導員等の人材の育成など様々な課題があるほか、支援の仕方も障害の種類や程度に応じたきめ細やかな配慮が必要であり、決して一律には論じられない難しさがあります。障害者スポーツの振興は、一朝一夕に成し遂げられるものではありません。





平成 20 年 7 月に策定された「東京都スポーツ振興基本計画」においても、障害者スポーツについて触れてはいるものの、体系的な取組として示されていません。

このため、今後、幾多の課題を克服しながら、障害者スポーツの一層の振興を図っていくためには、中長期的な視点からの体系的・継続的な振興計画の策定が不可欠です。

本計画は、こうした考え方のもとに策定する全国初の取組であり、スポーツ基本法において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と示された趣旨にも合致するものと考えています。

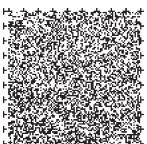
注 1) 本計画における「スポーツ」について

本計画は、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかつた方にも気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツの概念を幅広くとらえています。このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして扱うこととします。

注 2) 本計画における「障害のある人」・「障害者」について

本計画では、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人について、「障害のある人」、もしくは「障害者」と表現します。

* 障害者スポーツ：障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツのことを指します。そのためアダプティド・スポーツとも言われます。当初は、医学的なリハビリテーションを目的として発展した側面もありますが、現在では、障害のある人のみならず、障害のない人も参加する場面がみられます。本計画では、「障害のある人が取り組むスポーツ」という意味で「障害者スポーツ」という言葉を使用します。また、一般的に言われる、いわゆる「スポーツ」について、「障害者スポーツ」との対比を分かりやすくするため、本計画では「一般（の）スポーツ」と表現します。



第1章 障害者スポーツ振興の意義

なぜ障害者スポーツの振興が必要なのか——それは、「都民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会、すなわち『スポーツ・フォア・オール』を実現するため」という、「東京都スポーツ振興基本計画」の基本理念に基づいています。

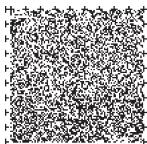
そして、それは以下のように、障害のある人にとって、ない人にとって、社会全体にとって、という3つの視点から、さらに具体的にその意義を明らかにすることができます。

1 障害のある人にとって

東京都スポーツ振興局では、平成23年8月に、都内の障害のある人を対象に「障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査」（以下「障害のある人の実態調査」という。障害別対象人数等詳細については54ページを参照）を行いました。これは、障害のある人全般のスポーツ・運動の実施状況や意識などを把握するため、年齢・性別や障害の程度、スポーツ活動の有無等に関わらず、障害のある人を調査対象とし、実施したものです。

それによると、スポーツや運動を「定期的に」、または、「不定期だが時々している」人のスポーツや運動を行う目的として上位に挙げられた回答は、「健康の維持・増進」（70.7%）、「楽しみや余暇活動」（54.0%）、「運動不足を感じるから」（43.4%）、「友達や家族、仲間との交流」（33.2%）、「肥満解消のため」（32.2%）となっています（図1）。

これは、都民を対象とした調査「スポーツ・運動と保健医療に関する世論調査」（平成23年10月 東京都生活文化局）（以下「都民対象の世論調査」という。）の「スポーツ・運動を行った理由」（図2）として挙げられた回答の順位とほぼ同様となっています。



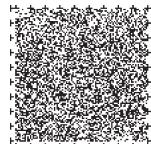


図1 スポーツや運動を行う目的（障害のある人の実態調査）

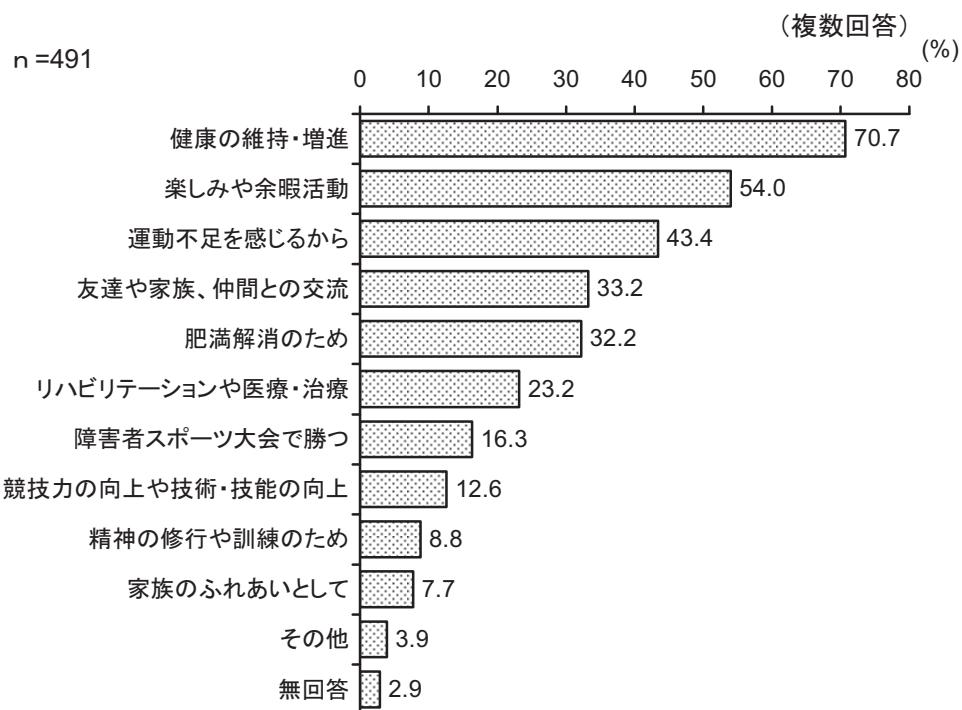
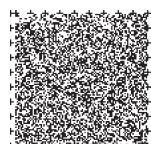
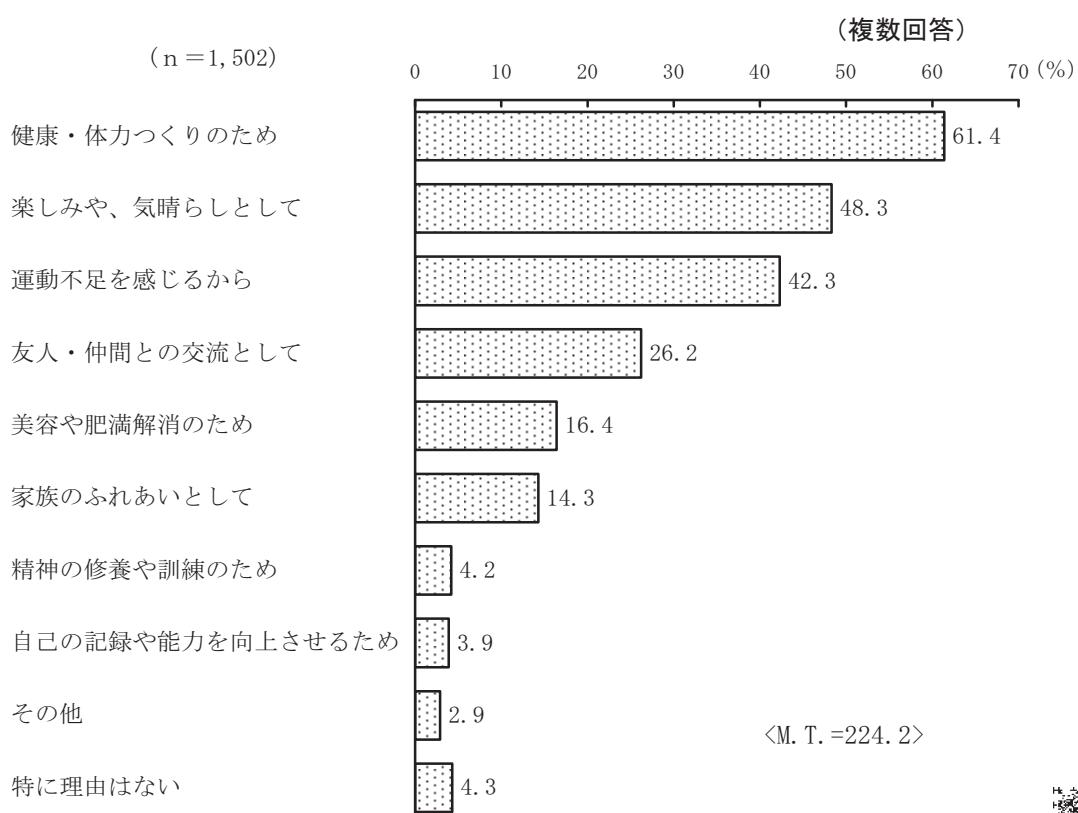


図2 スポーツ・運動を行った理由（都民対象の世論調査）



のことから分かるように、障害のある人にとってのスポーツの意義は、一般的のスポーツの意義と変わることろがなく、心身の健康の保持・増進、体力向上、楽しみや余暇活動・身体を動かすことによって得られる喜びや爽快感の感受、運動不足の解消、他者との交流・コミュニケーションの促進など、多くの効用を挙げることができます。

とりわけ、障害のある人にとっては、スポーツや運動を行う目的として挙げられた回答として、図1では、上記に続いて、「リハビリテーションや医療・治療」(23.2%)となっており、障害の進行の予防、現存している機能の維持・向上等、心身における効果についても意義として挙げることができます。

さらに、障害のある人は、行動上の制約などから閉じこもりがちになるケースもありますが、スポーツ活動は、社会参加の増大、すなわち、外出機会の増加や社会活動への自信の回復、積極的で豊かなライフスタイルの獲得などにつながります。また、障害のある人の活動に対する社会の認知度の増大にも効果が大きいといえます。

このように、障害のある人にとって、スポーツを生活のなかに取り入れ、継続的に取り組むことにより、様々な効果が期待できます。

実際、運動やスポーツを行って良かったこととして、障害のある人の実態調査では、「体を動かすことが楽しい」(56.6%)、「体力がつき、身体の機能が向上した」(43.4%)、「日常生活でのストレスや欲求不満が解消される」(36.5%)、「友人が増えた」(31.0%)、「生活の行動範囲が広がった」(29.3%)、「試合で勝ったりいい結果が出せてうれしく思う」(24.0%)、「食事がおいしくなり、よく眠れるようになった」(23.2%) 等が挙げられています(図3)。

また、スポーツや運動を「定期的に」または「不定期だが時々」しているとした人の今後のスポーツや運動の継続意向は、「続けたい」(91.0%)が9割強となっており、スポーツの様々な効用を実感しながら、今後も継続したい人が多いことがうかがえます(図4)。

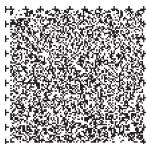


図3 スポーツや運動を行って良かったこと（障害のある人の実態調査）
(複数回答)

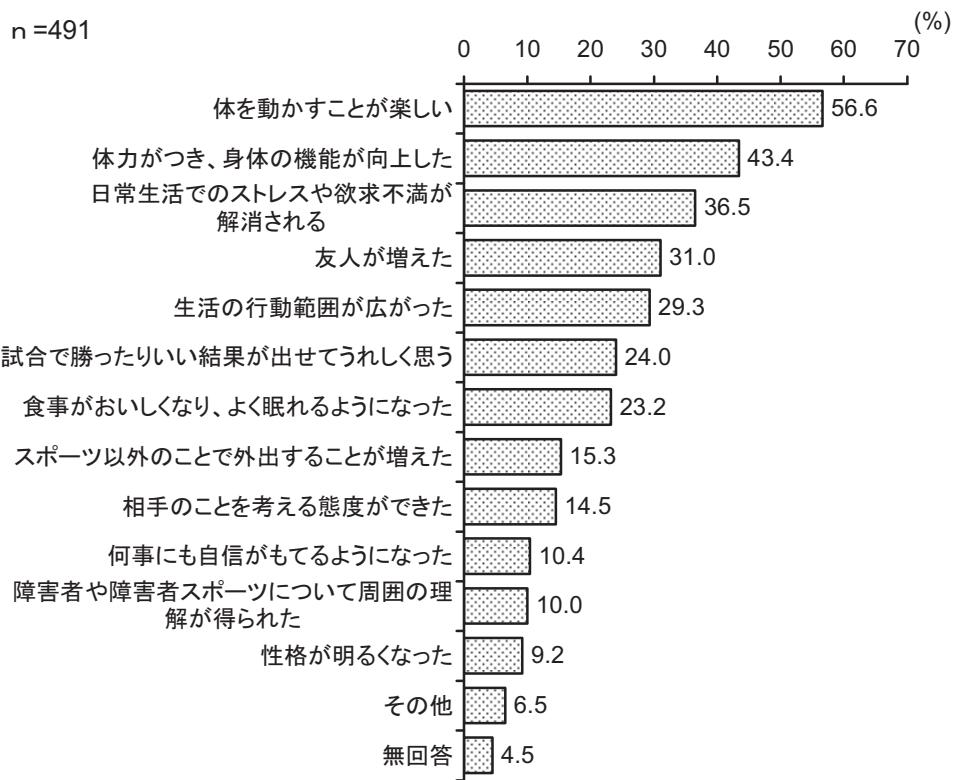
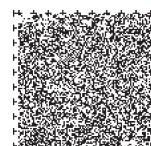
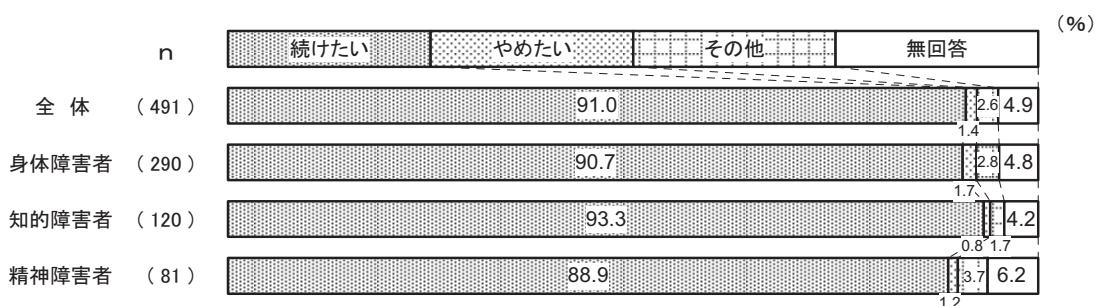


図4 今後のスポーツや運動の継続意向（障害のある人の実態調査）



このように、スポーツ・運動を行っている障害のある人のほとんどが、その効果に満足しており、その振興の意義が極めて大きいことが確認できます。

2 障害のない人にとって

障害者スポーツは、アダプテッド・スポーツ*ともいわれるよう、実施する人に合わせて用具やルールの工夫がなされるという特性があります。この特性から、障害のある人に限らず、子供から高齢者、あるいは運動が必ずしも得意でない人まで、その人の心身の状況や運動能力、環境に応じて、だれもが取り組め楽しむことができる新しいスポーツとして、その幅を広げられる可能性をもっています。

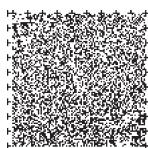
こうした特性を活かして、例えば、小・中・高の学校行事等のなかで、障害者スポーツを体験していくことにより、スポーツに親しむ気持ちを養うとともに、自然な形で障害や障害のある人への理解を深めていくことができるなど、障害理解教育としての効果も期待できます。

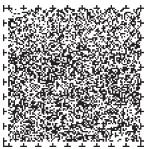
さらに、アダプテッド・スポーツの伸展により、年齢とともに低下していく身体機能に合わせて、一生続けられるスポーツの幅が広がっていけば、高齢者スポーツやライフステージに応じたスポーツ活動の促進につながり、健康寿命の延伸や寝たきり予防ばかりでなく、クオリティ・オブ・ライフの向上にも貢献するものとなります。

3 社会全体にとって

このように、障害者スポーツの振興は、スポーツ全体の振興を推し進め、障害の有無や年齢・性別に関わらず、すべての人がスポーツに親しむことのできる社会、すなわち、スポーツ・フォア・オール*の実現に大きく寄与します。

スポーツによる健康的で活動的な社会の構築は、地域コミュニティーの活性化に資するほか、適度な運動を生活に取り入れることにより、総体としての医療費や介護費用の抑制といった社会経済効果を生み出すという報告もあります。



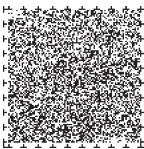


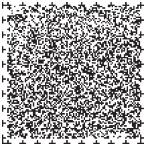
また、障害者スポーツの振興により、ハード面やソフト面を含め、障害者スポーツの環境づくりや環境改善が進むため、障害のある人とない人の相互理解と交流が広がり、ユニバーサルデザインの推進や多様性のある社会への認識が共有されるなど、共生社会の実現にも貢献することができます。

さらに、パラリンピック等の障害者スポーツのトップレベルの競技大会などで、障害のあるアスリートがそれぞれの持てる力を最大限発揮し、競技に打ち込む姿は、多くの人々に勇気と感動を与えます。障害者スポーツに触れ、知ることが、社会全体にとって人間の可能性と力強さを再認識する貴重な機会となるということも、意義として挙げることができます。

*アダプティッド・スポーツ：障害のある人はもとより、年齢や性別に関わらず、だれもが参加できるよう、新たに開発・修正されたスポーツや運動、レクリエーションのことをいいます。個々人の心身の状況に用具やルールを適合させ、だれもが参加しやすいような工夫がされています。

*スポーツ・フォア・オール：子供から高齢者まで、だれもが生涯を通じてスポーツに親しむことができる社会の実現を目指す理念です。国際オリンピック委員会（IOC）が規定するオリンピック憲章のなかでも、スポーツ・フォア・オールの発展を奨励・支援することが、IOCの役割として定められています。





第2章 都における障害者スポーツをめぐる現状と課題

都はこれまで、東京都障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手団派遣のほか、障害者のための専用スポーツ施設として2か所のスポーツセンターを設置し障害者スポーツの拠点として様々な支援を行うなど、障害者スポーツ事業を実施してきました。

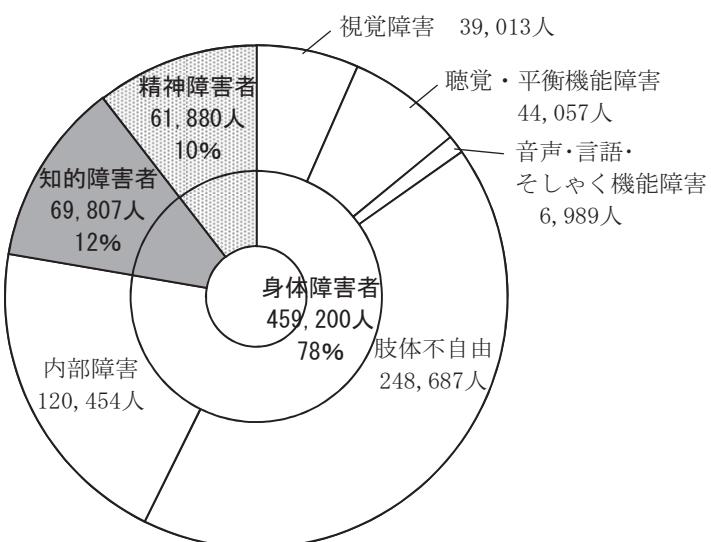
今後、都において障害者スポーツを一層振興していく際の指針となる本計画を策定するにあたり、本章では、各種統計・調査等から分かった都における障害者スポーツをめぐる状況や課題について、その特徴を明らかにしていきます。

1 障害のある人のスポーツとの関わりの現状

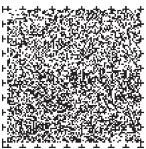
(1) 障害のある人の数は増加傾向にある

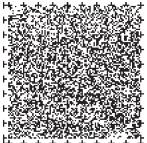
平成22年度末時点の都内の障害者数は、身体障害者459,200人、知的障害者69,807人、精神障害者61,880人、3障害計で約59万人となっており、都民全体の4.5%を占めています（図5）。

図5 障害別手帳交付状況（東京都、平成22年度末）

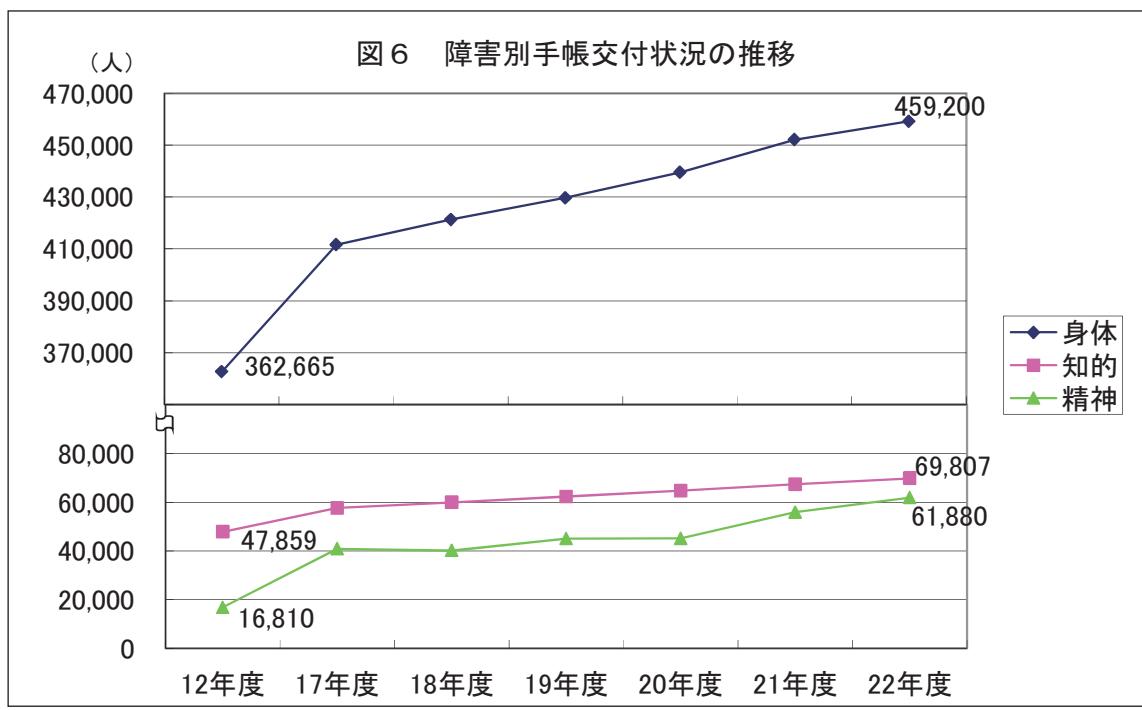


東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報（平成22年度）」より作成



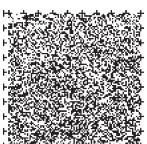


また、障害者数の推移は次のグラフのようになっており、3障害すべてにおいて増加傾向にあります（図6）。



（2）障害のある人全体のスポーツ活動は低調

障害のある人の実態調査によると、スポーツ活動に取り組む障害のある人の割合は、スポーツや運動を「定期的にしている」、「不定期だが時々している」を合わせても 66.1%となっています。障害のある人のうち、頻度にかかわらずスポーツや運動をしている人の割合は 66.1%であり、障害別でみると、身体障害者 62.5%、知的障害者 83.3%、精神障害者 60.0%となっています（図7）。



一方、都民対象の世論調査では、調査時点から過去1年間に何らかのスポーツや運動をした人は79.2%となっており(図8)、知的障害者は都民全体に比して高く、身体障害者及び精神障害者については低くなっていますが、障害のある人全体では、スポーツ・運動に取り組む障害のある人の割合は、都民全体に比して、まだまだ少ないといえます。

今後の都の障害者スポーツ振興の取組により、障害のある人も楽しめるスポーツ・運動は多くあるということが広く知られ、一人でも多くの障害のある人がスポーツ活動を楽しめるよう、今後の発展を促していく必要があるといえます。

図7 スポーツや運動の実施程度（障害のある人の実態調査）

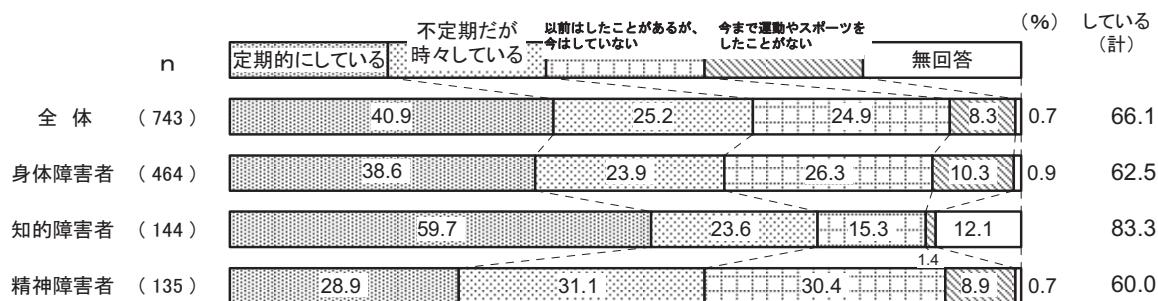
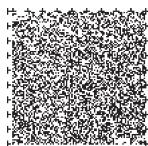
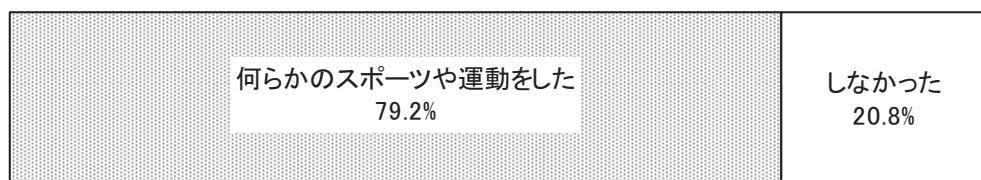


図8 スポーツ・運動の1年間の実施状況（都民対象の世論調査）

(複数回答)



(3) 障害のある人全体のスポーツ実施率も低い

また、スポーツ・運動の実施頻度別にみると、障害のある人全体のスポーツ実施率（週1日以上）は42.2%であり、都民全体のスポーツ実施率（週1日以上）49.3%と比して7ポイント程度の開きがあります（図9及び図10）。

このことから、障害のある人のスポーツ振興のために、まずは、障害者の中スポーツ・運動を行う人の総数を増やすための取組、そして、スポーツ活動を継続して行えるような環境整備が重要であるといえます。

図9 障害のある人のスポーツ・運動の実施頻度

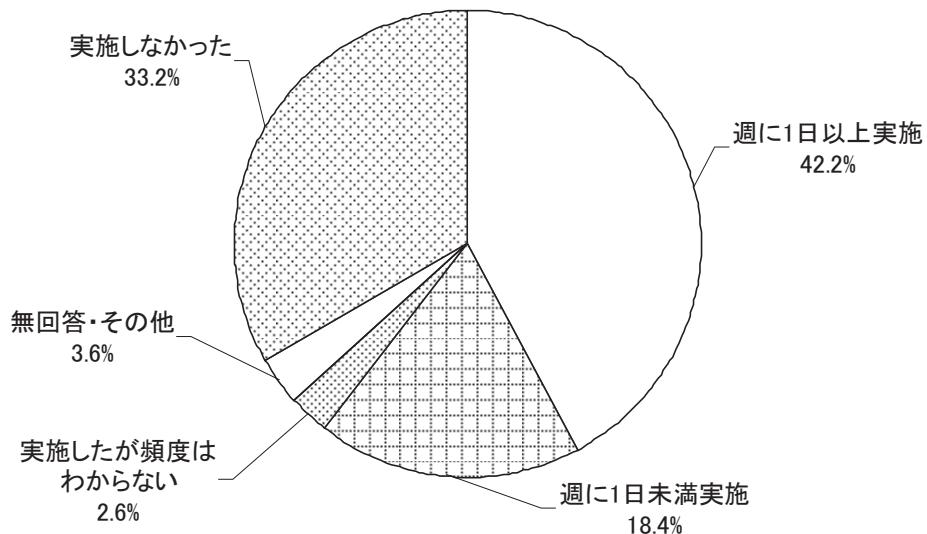
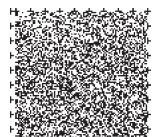
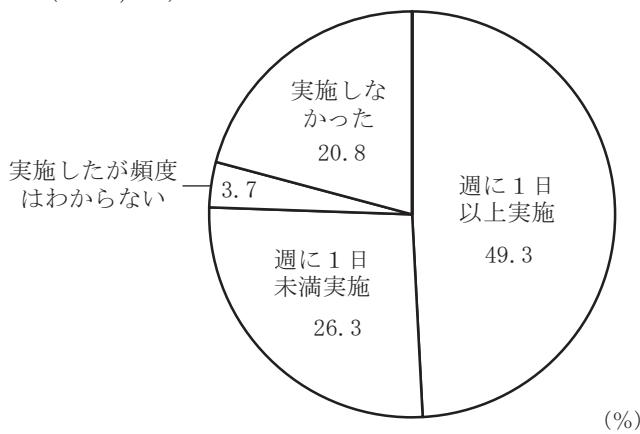


図10 スポーツ・運動の実施頻度（都民対象の世論調査）

(n = 1,896)



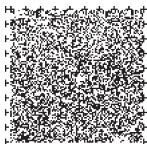
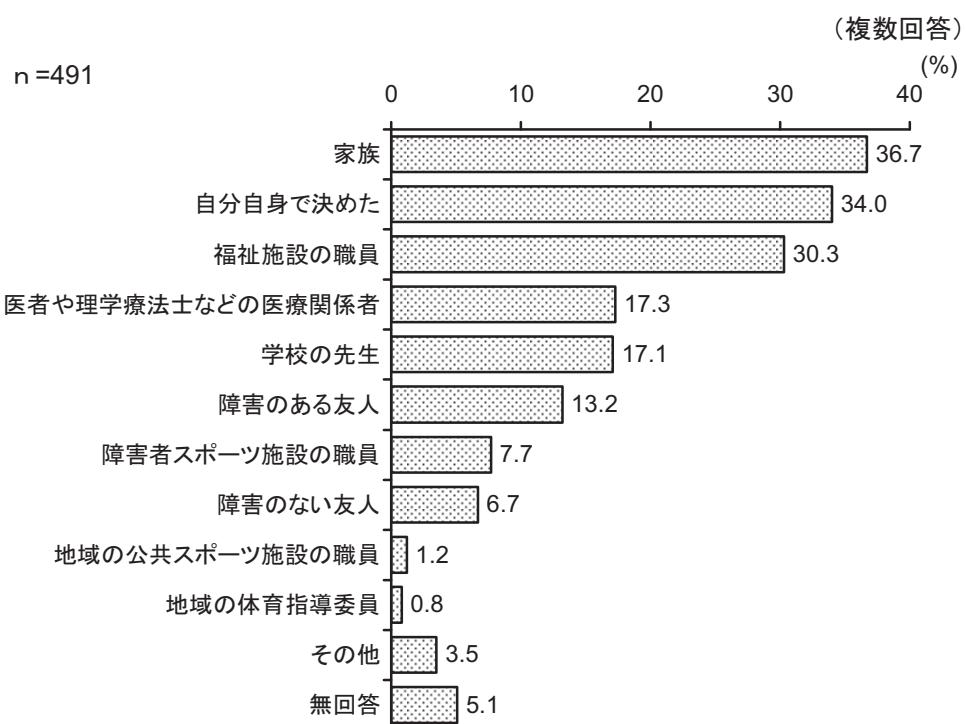
(4) スポーツを勧めた人は、本人と日常的な関係性のある者が多い

スポーツや運動を「定期的に」または「不定期だが時々」している人に、スポーツや運動を勧めた人を聞いたところ、全体では「家族」(36.7%) が3割台半ばを越えて最も多く、以下、「自分自身で決めた」(34.0%)、「福祉施設の職員」(30.3%) 等と続きました（図11）。

スポーツを勧めた人として、生活を共にしたり普段から付き合いがあるなど、本人と日常的な関係性が深い者が上位を占めています。

のことから、障害のある人をスポーツ活動へと後押しするためには、本人のほか、家族や福祉施設の職員、教員など、日常的な関係性の深い者に対する情報提供や普及啓発が効果的だと考えられます。

図11 スポーツや運動を勧めてくれた人（障害のある人の実態調査）



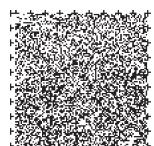
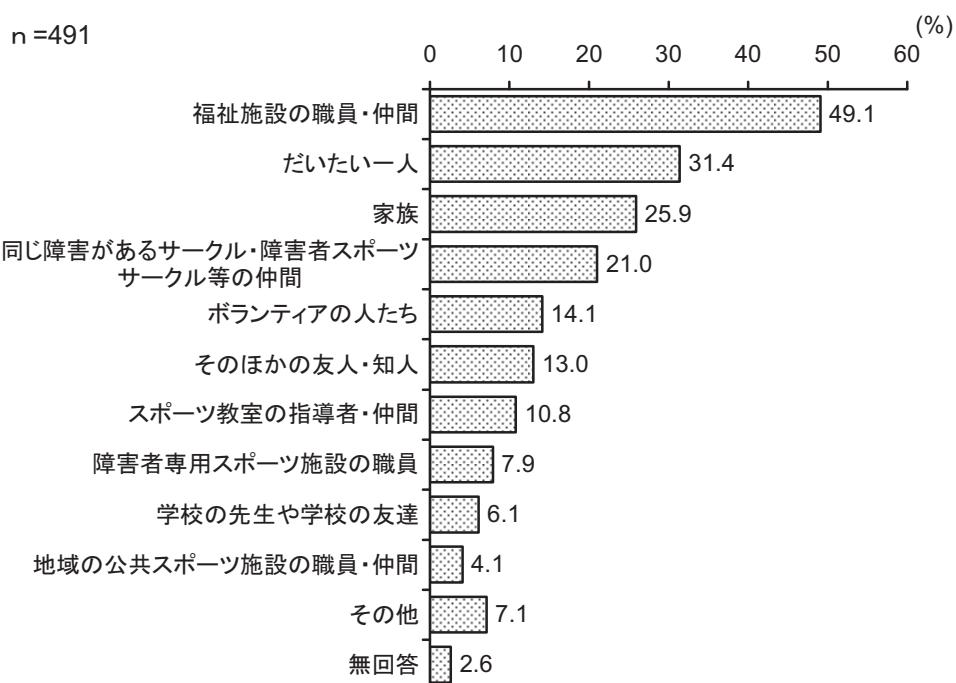
(5) スポーツを行う際の相手は、本人と日常的な関係性のある者が多い

スポーツや運動を「定期的に」または「不定期だが時々」している人に、スポーツや運動を行う際の相手を聞いたところ、全体では「福祉施設の職員・仲間」(49.1%)が5割弱で最も多く、以下、「だいたい一人」(31.4%)、「家族」(25.9%)、「同じ障害があるサークル・障害者スポーツサークル等の仲間」(21.0%)と続きました（図12）。

スポーツを行う相手として、生活を共にしたり普段から付き合いがあるなど、本人と日常的な関係性が深い者が上位を占め、スポーツを勧めた人と同様の傾向が見られました。

のことから、(4)と同様、障害のある人をスポーツ活動へと後押しするためには、本人のほか、家族や福祉施設の職員など、障害のある人との関係性が深い者に対する情報提供・普及啓発や、地域の福祉施設やスポーツ施設に対してスポーツ活動の取組を促していくことが効果的だと考えられます。

図12 スポーツや運動を行う際の相手（障害のある人の実態調査）
(複数回答)

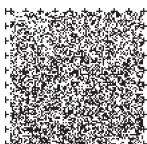
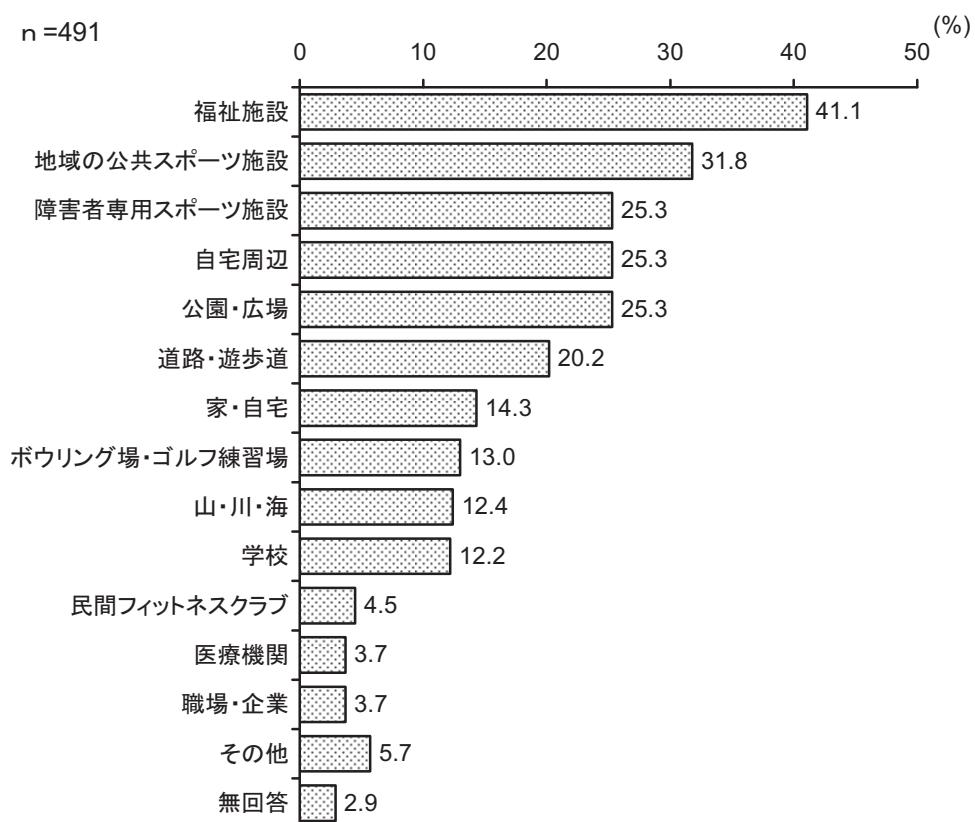


(6) スポーツをしている障害のある人の活動場所は福祉施設が最も多い

スポーツや運動を「定期的に」または「不定期だが時々」している人に、スポーツや運動を行った場所を聞いたところ、全体では「福祉施設」(41.1%) が4割強で最も多く、「地域の公共スポーツ施設」(31.8%) が3割強、以下、「障害者専用スポーツ施設」、「自宅周辺」、「公園・広場」(以上3項目とも25.3%) が2割台半ば等と続きました(図13)。

のことから、障害のある人のスポーツ活動の場として、福祉施設でのスポーツ活動の取組を拡げるとともに、身近な地域の公共スポーツ施設をより一層活用していくことが重要であるといえます。

図13 この1年間にスポーツや運動を行った場所（障害のある人の実態調査）
(複数回答)

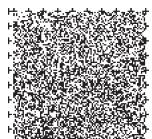
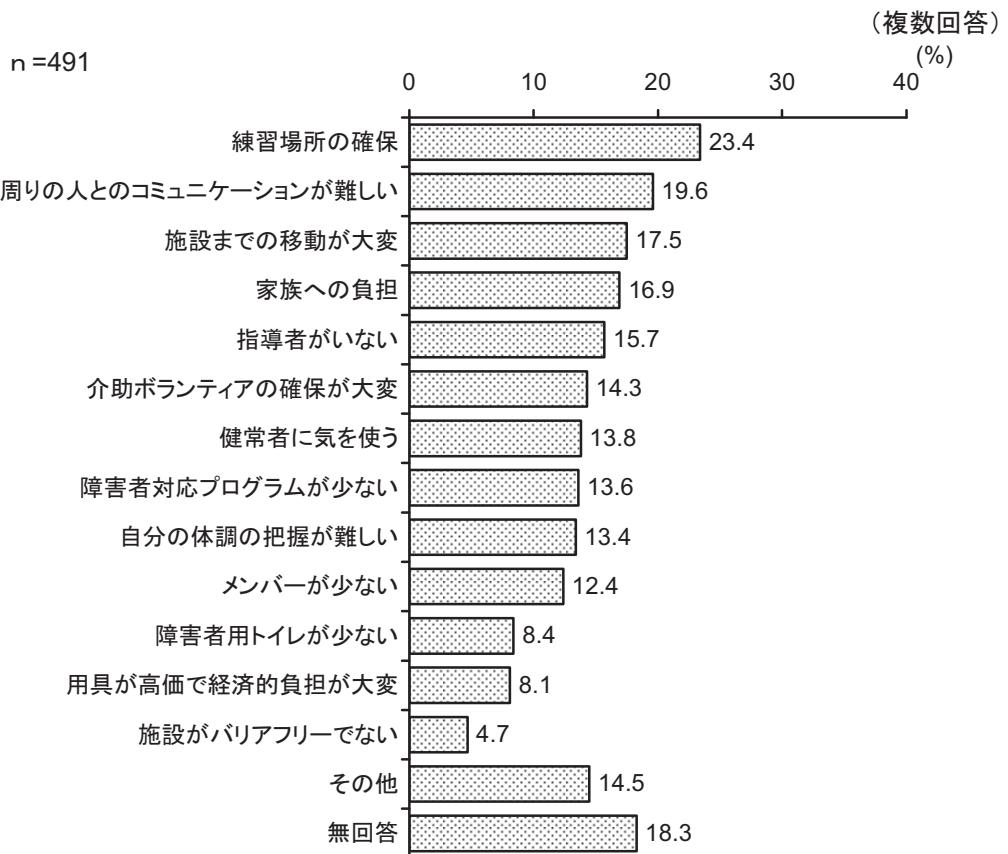


(7) スポーツを行っている人の困りごと

実態調査において、スポーツを行っている障害のある人に、スポーツや運動を行う上で困っていることを聞いたところ、回答者全体では、「練習場所の確保」(23.4%) が最も多く、以下、「周りの人とのコミュニケーションが難しい」(19.6%)、「施設までの移動が大変」(17.5%)、「家族への負担」(16.9%)、「指導者がいない」(15.7%)、「介助ボランティアの確保が大変」(14.3%)、「健常者に気を使う」(13.8%)、「障害者対応プログラムが少ない」(13.6%)、「自分の体調の把握が難しい」(13.4%)、「メンバーが少ない」(12.4%) と続きました（図14）。

のことから、現在スポーツ活動を行っている人にとっての課題として、スポーツ活動をする場や障害特性等に応じて適切な対応ができる人材の確保、移動の円滑化などを挙げることができます。

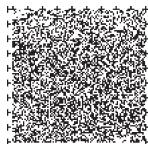
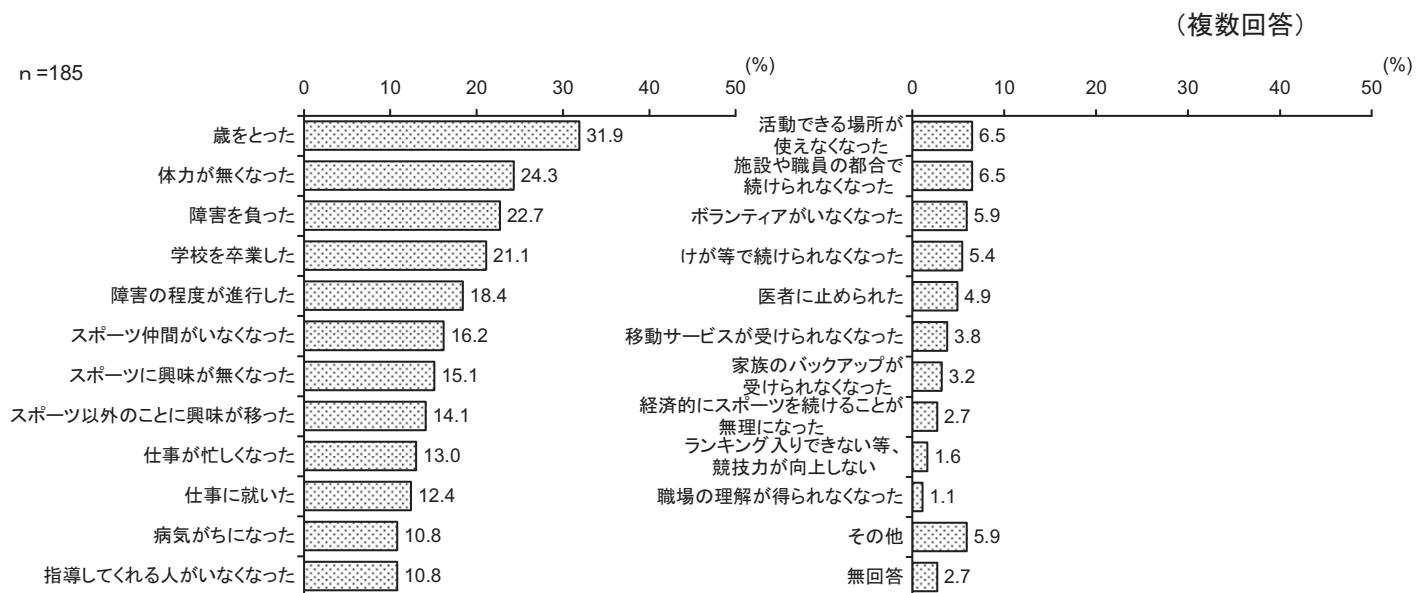
図14 スポーツや運動を行う上での困り事（障害のある人の実態調査）



(8) スポーツを中止した理由

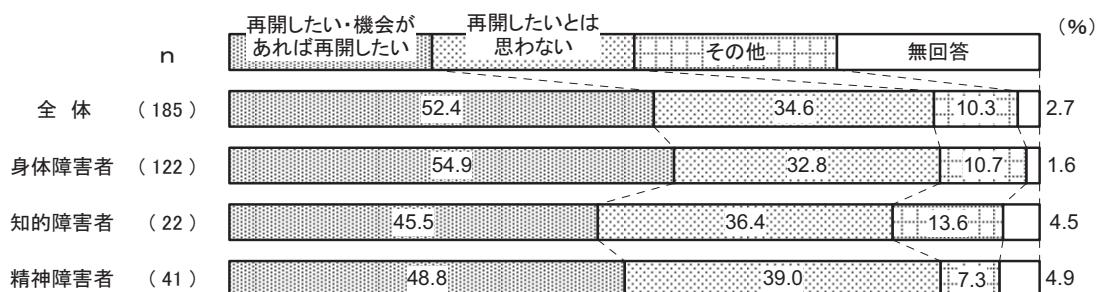
スポーツや運動を「以前はしたことがあるが、今はしていない」とした人のスポーツや運動を止めた理由として、回答者全体では「歳をとった」(31.9%)、「体力が無くなつた」(24.3%)、「障害を負つた」(22.7%)、「学校を卒業した」(21.1%)との回答が上位にあがっています(図15)。

図15 スポーツや運動を止めた理由(障害のある人の実態調査)

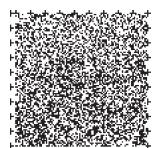


一方で、スポーツや運動を「以前はしたことがあるが、今はしていない」とした人のスポーツや運動の再開意向は、「再開したい・機会があれば再開したい」(52.4%)とする人が約半数います(図16)。スポーツをしたいという意向があるので、こうした人たちが再びスポーツ活動を開始できるような環境整備が重要だといえます。

図16 今後のスポーツや運動の再開意向（障害のある人の実態調査）



以上のことから、歳をとっても、体力に自信が無くても、また、障害があつても楽しめるスポーツもあることやスポーツの効用についての情報発信、障害者スポーツに関する相談機能の整備、さらには、卒業後も身近な地域でスポーツを楽しめる仲間づくりや場の整備、スポーツを支える人材の確保等を課題として挙げることができます。



(9) スポーツを行わない理由

さらに、「今まで運動やスポーツをしたことがない」とした人にその理由を聞いたところ、回答者全体では「障害の程度が重く、運動やスポーツは無理であるため」(37.1%) が 3割台半ばを超えて最も多く、「体力がないため」(30.6%)、「運動やスポーツが嫌いだから」(29.0%)、「指導してくれる人がいないため」(21.0%)、「介助などのボランティアがいないため」(19.4%)、「一緒に運動やスポーツをする仲間がいないため」、「してみたい運動やスポーツが無いため」、「したい気持ちはあるが、何の運動・スポーツをやつたら良いかわからないため」(以上 3項目とも 17.7%) 等と続いています（図 17）。

ここからは、「スポーツや運動を以前はしたことがあるが、今はしていない」とした人に対するのと同様に、障害の程度によっては体力に自信が無くても楽しめるスポーツもあることやスポーツの効用についての情報発信を進めること、障害者スポーツに関する相談機能の整備、さらに、スポーツを支える人材やスポーツの仲間・場の確保等を課題として挙げることができます。

また、今までスポーツをしたことがない人に、今後スポーツをするかどうかたずねたところ、回答者全体では「どちらともいえない」(46.8%) が 4割台半ばを超えています。一方、「条件が整えば、運動やスポーツをしたい」(27.4%) が約 3割となっています（図 18）。

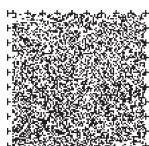


図 17 スポーツや運動をしない理由（障害のある人の実態調査）

(複数回答)

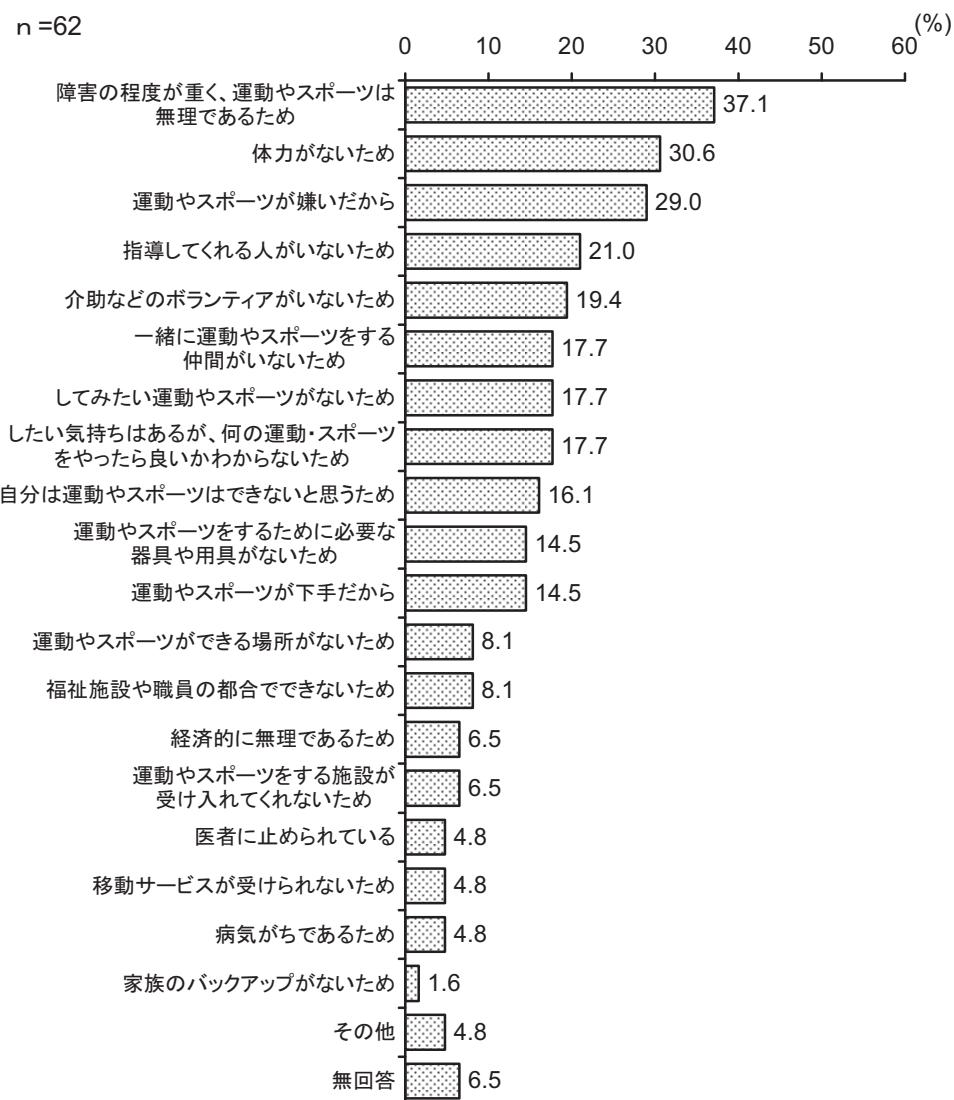
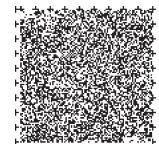
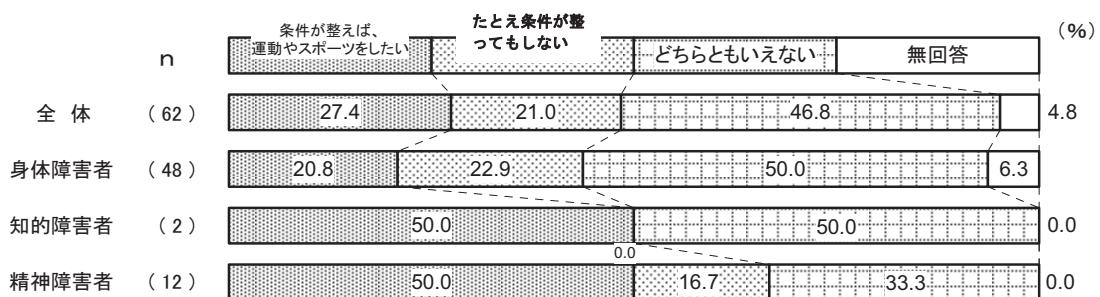


図 18 今後のスポーツや運動を行う意向（障害のある人の実態調査）



のことから、約3割の「条件が整えば、運動やスポーツをしたい」という人たちを実際のスポーツ活動に結びつけるようなハード、ソフト両面からの環境整備、さらには、4割強の「どちらともいえない」とした人たちに訴求するような情報発信等も進めていく必要があるといえます。

(10) 障害のある人がスポーツを行う上で必要と感じていること

さらに、障害者がスポーツを行う上で必要なことについて、スポーツをしている、していないに関わらず全員に聞いたところ、「1. 障害者が利用できるスポーツ施設」(72.6%) が7割強で最も高く、以下、「2. スポーツ施設のバリアフリー化」(70.1%)、「10. 障害者スポーツの指導者の確保」(69.5%)、「18. スポーツ指導者の障害者スポーツへの理解」(67.6%)、「12. 介助等のボランティアの確保」(67.5%) 等が、いずれも6割台半ばを超えて続いています（図19）。

また、各項目についての5段階評価の回答すべてを得点化したスコア*をみると、「1. 障害者が利用できるスポーツ施設」と「2. スポーツ施設のバリアフリー化」とともに 4.06 で最も高く、「18. スポーツ指導者の障害者スポーツへの理解」(4.04)、「22. 公共スポーツ施設職員・関係者の理解」(3.98) 等と続いています（図19）。

28 施策の選択肢のうち、必要度が他より抜きん出て高かったり、あるいは、低かったりというものはなく、障害者スポーツ振興に資するあらゆる施策をまんべんなく展開する必要があるといえます。

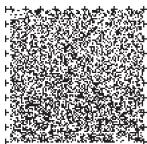
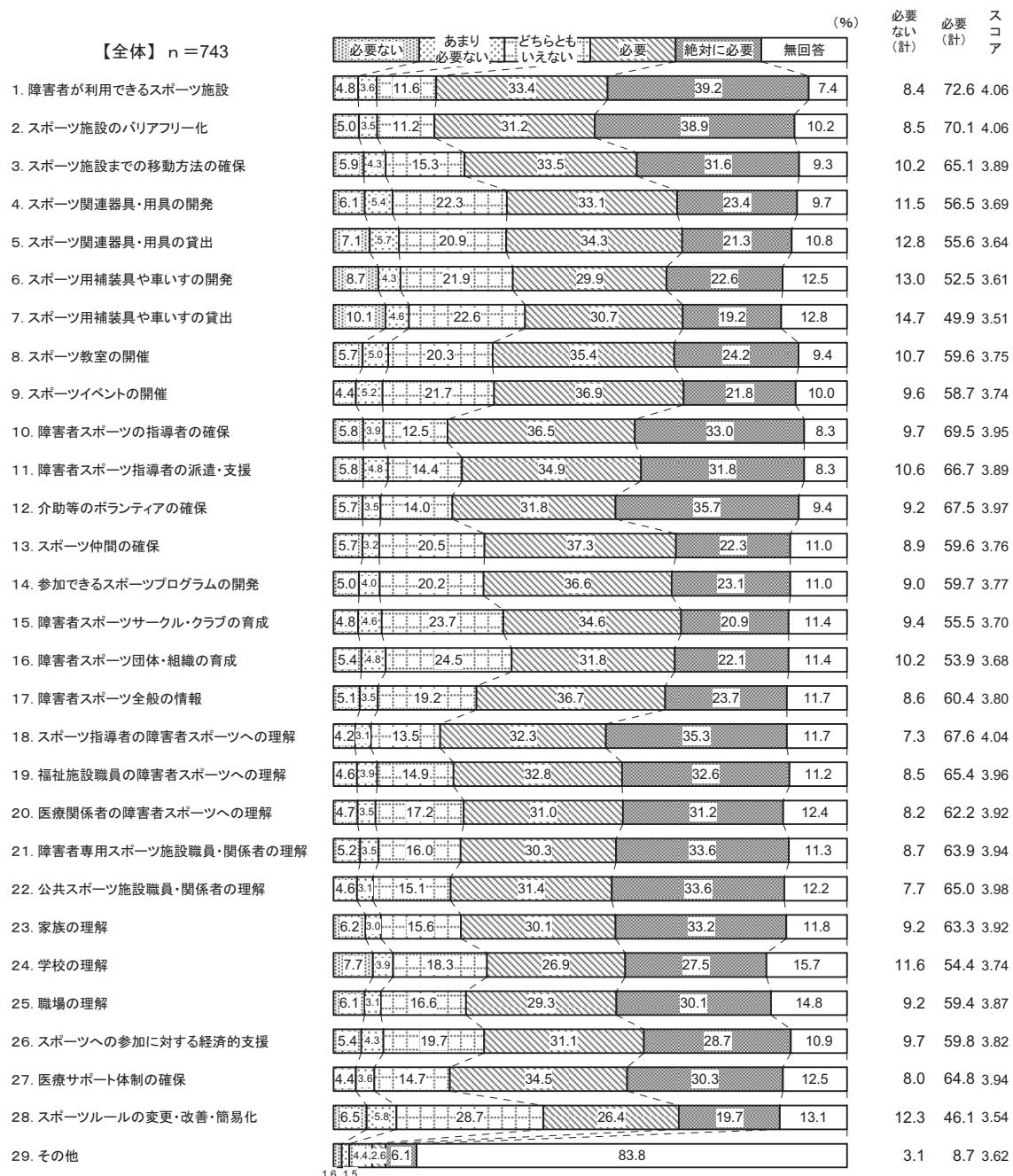


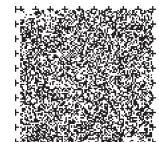
図 19 障害者がスポーツや運動を行う上で必要なこと（障害のある人の実態調査）



質問（全員に）「障害者がスポーツや運動を行う上で、何が必要とされていると思いますか？」

*スコアの算出方法

スコアは、各項目の5段階評価の回答が「必要ない」を+1点、「あまり必要ない」を+2点、「どちらともいえない」+3点、「必要」+4点、「絶対に必要」+5点として、すべての回答を得点化し、その平均値を算出した。平均値は3.00点、スコアは最高5点から0点の範囲で数値が算出される。



以上のことから、現在スポーツをしている・以前したことがある・したことがない、のいずれに関わらず、障害のある人のスポーツ活動にかかる共通の具体的課題として、主に、障害者スポーツの場の確保と障害者スポーツを支える人材の確保を挙げることができます。

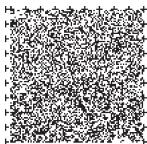
さらに、現在スポーツをしている人にとっては、スポーツの場及び支える人材の確保が、また、以前はスポーツをしたことのある人や今までスポーツをしたことがない人にとっては、障害者スポーツに関する情報発信や相談対応、支える人材の確保、スポーツの仲間づくり・場づくりが重要であるといえます。

2 障害者スポーツの振興を進めるまでの課題

このように、障害のある人のスポーツ活動を促進するためには、主に、スポーツに関する情報・相談、スポーツ活動の場、スポーツ活動を支える人材、スポーツとともに楽しむ仲間が必要だといえます。また、このような個別の課題のほかにも、障害者スポーツの振興を着実に進められるような基盤の整備も重要です。

障害者スポーツを含め、スポーツ振興のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進など働き方の見直しや子育て支援、安全で快適な公共空間の整備など、多くの課題を解決していく必要があり、社会全体での総合的な取組が不可欠です。

このような、広くスポーツ振興のための社会的な環境整備の必要性を認識しながら、以下では、スポーツ行政の視点から把握した障害者スポーツ振興における主な課題について具体的にしていきます。



(1) 障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発の不足

障害のある人の実態調査によると、「障害を負った」、「歳をとった」、「体力が無くなった」、「したい気持ちはあるが、何の運動・スポーツをやつたら良いかわからない」等の理由のため、スポーツ活動を中止したり実行しなかつたりという回答が多くを占めています。

これは、スポーツの効用に関する情報発信や、障害のある人が「いつ、どこで、どのようにして」スポーツができるかという具体的な情報発信・相談対応が乏しいことを意味しているといえます。

また、障害者スポーツは、これを支える周囲の理解が不可欠ですが、障害のある人からは「介助等のボランティアが少ない」という声がある反面、障害者スポーツ指導員*を対象とした調査（後述）からは、「活動の場や障害者スポーツに関する情報が欲しい」との回答があるなど、利用者側とこれを支える側の双方への情報発信と普及啓発が不足しているといえます。

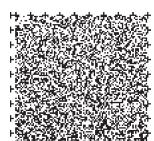
(2) 障害のある人が身近でスポーツ活動をする場の不足

障害のある人の実態調査によると、情報の不足だけでなく、スポーツ活動の場そのものの数がまだまだ不足していることが分かります。都は、2か所の障害者専用の大規模スポーツ施設を整備していますが、より多くの障害のある人にスポーツを楽しんでもらうためには、生活圏である身近な地域の施設の利用をいかに拡大できるかが課題となっています。

(3) 地域のキーパーソンとなる人材の不足

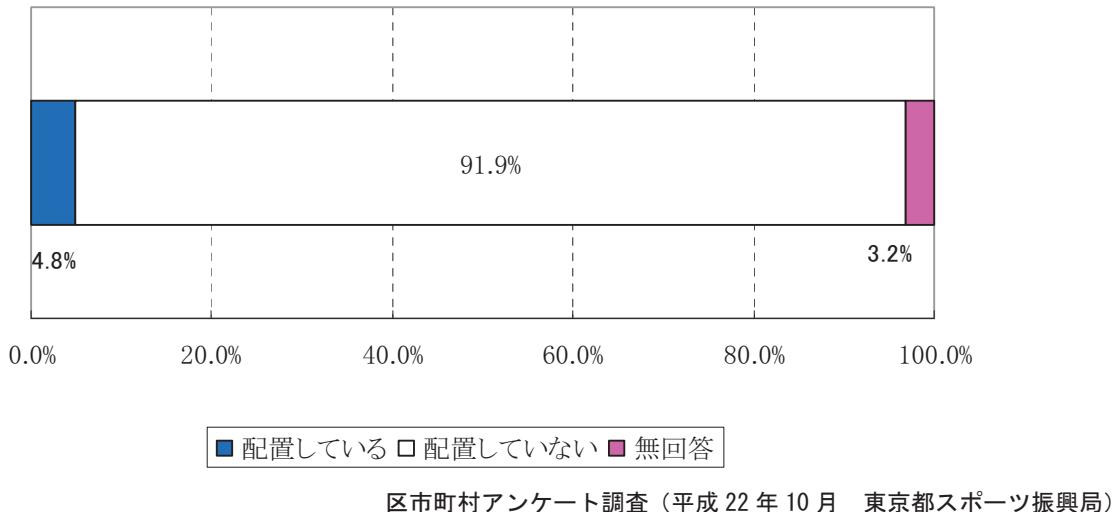
障害者スポーツを継続的に地域で実施していくためには、スポーツの場とともに、地域で障害者スポーツを広め指導にあたる人材が必要です。

障害者スポーツの分野においては、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定する「障害者スポーツ指導員」の資格制度があります。障害者スポーツ指導員は、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行います。区市町村アンケート調査（平成22年10月 東京都スポーツ振興局）によると、区市町村のスポーツ施設における障害者スポーツ指導員の配置施設は4.8%にとどまっており、障害者スポーツを支え



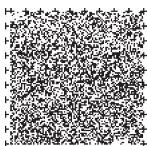
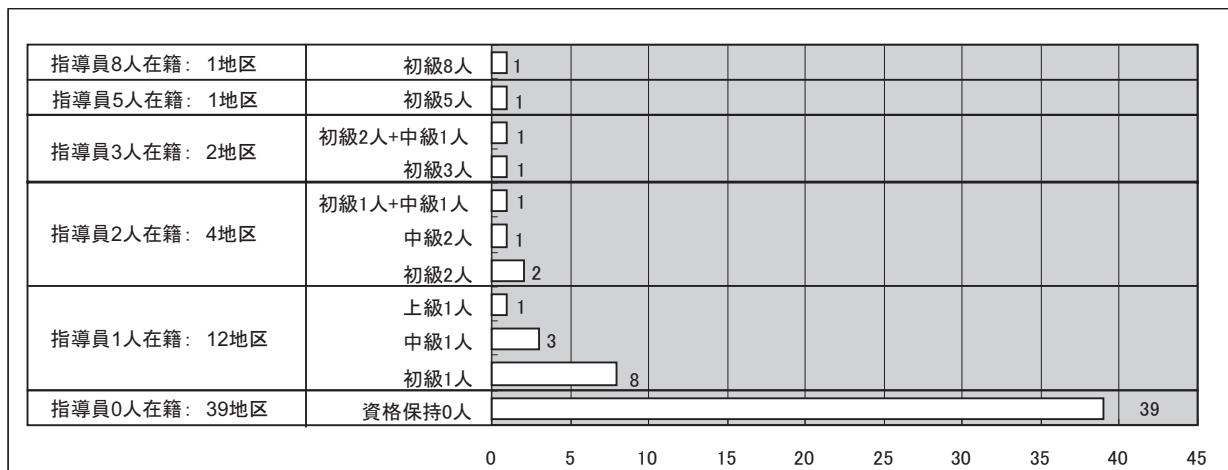
る地域のキーパーソンの確保が課題であるといえます（図20）。

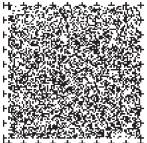
図20 区市町村スポーツ施設における障害者スポーツ指導員の配置状況



また、都内60地区のスポーツ推進委員協議会を対象とした調査（平成23年8月 東京都スポーツ振興局）によると、障害者スポーツ指導員資格を有するスポーツ推進委員が8人在籍する地区が1地区あるものの、在籍の無い地区が39地区あり、全体の6割以上を占めています（図21）。

図21 都内各スポーツ推進委員協議会における障害者スポーツ指導員有資格者の在籍状況





区市町村のスポーツ行政職員はもとより、区市町村スポーツ施設の職員や地域におけるスポーツ振興の旗振り役であるスポーツ推進委員が、障害者スポーツについても理解を深め、障害者スポーツ事業の企画・実施などを行う地域のキーパーソンとして活躍することが求められています。そのためには、障害者スポーツを支える地域のキーパーソンの育成・確保が課題であるといえます。

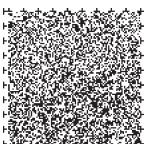
*障害者スポーツ指導員：公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認「障害者スポーツ指導者制度」に定められた資格のひとつで、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与する役割を担っています。障害者スポーツ指導員には、初級、中級、上級の3種類があります。このほかの資格として、障害者スポーツコーチ、障害者スポーツ医、障害者スポーツトレーナーがあります。

(4) 地域でスポーツをともに楽しむ仲間の不足

障害のある人の実態調査では、障害のある人がスポーツを行わない理由のひとつとして、「一緒に運動やスポーツをする仲間がいなかっため」という回答が挙げられています。

都内地域スポーツクラブを対象に実施した「地域スポーツクラブ活動状況調査」(各年度 東京都スポーツ振興局)によると、平成19年度から23年度にかけて、障害のある人との活動実績がある団体の数は増加していることが分かります(図22)。

地域スポーツクラブは、地域におけるスポーツ活動の組織化やスポーツをともに楽しむ仲間づくりの核となりうる組織です。今後、各地域スポーツクラブにおいて、障害のある人とともに行うスポーツ活動への取組が一層望まれ、そうした取組の促進が必要であるといえます。



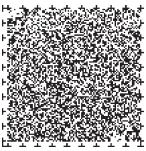
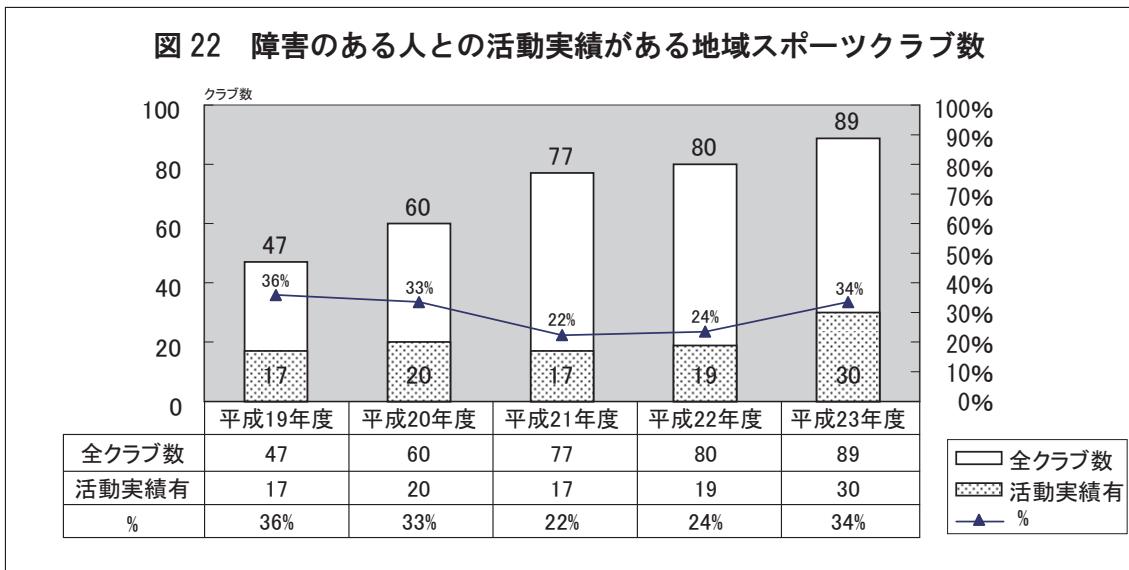


図 22 障害のある人との活動実績がある地域スポーツクラブ数



東京都スポーツ振興局「地域スポーツクラブ活動状況調査」より作成

(5) 指導者側の連携体制の欠如

さらに、以上の施策を進める上での体制の強化も重要です。

障害者スポーツ指導員（東京都登録者）を対象とした調査（平成23年9月 東京都スポーツ振興局）によると、「スポーツ推進委員（旧称：体育指導委員）との連携は今までとったことがない」とする回答が6割以上となっています（図23）。

また、障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員が連携する際の課題として、「障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員が情報交換を行う場がない」（64.1%）、「障害者スポーツ指導員は、スポーツ推進委員の活動についてよく知らない」（43.1%）、「スポーツ推進委員は、障害者スポーツ指導員の活動についてよく知らない」（36.8%）などが挙げられています（図24）。

障害者スポーツは、これまで福祉行政において所管されてきたこともあり、地域におけるスポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員との連携が十分図られてきたとはいえない現状がうかがえます。

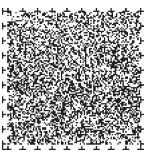


図 23 障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員の連携

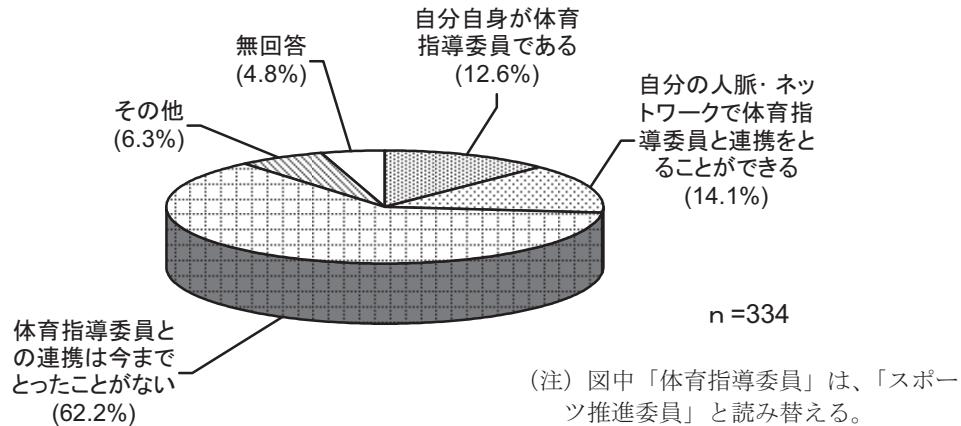
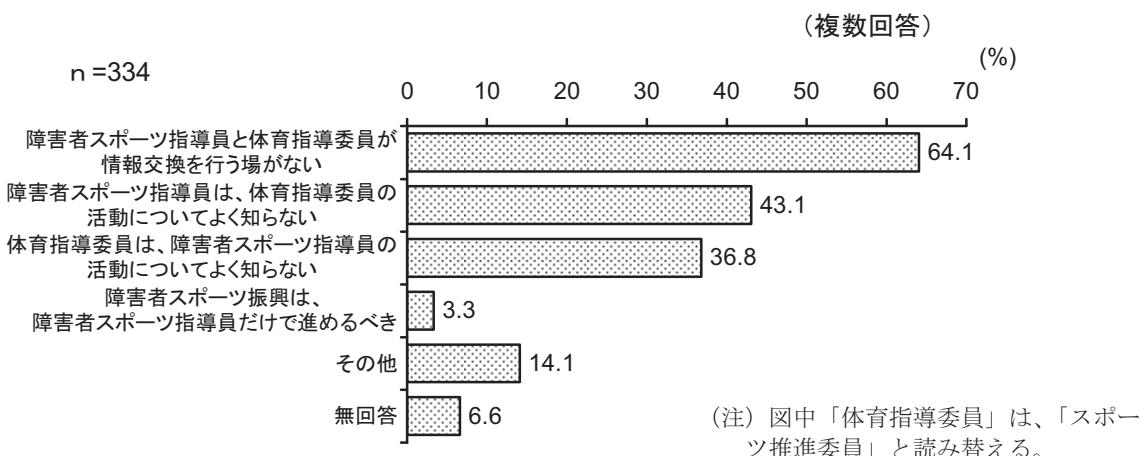
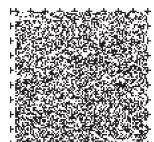


図 24 障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員の連携課題



以上のことから、障害者スポーツについて、これまでの福祉としての視点に加えて、スポーツとしての視点からもその振興を図ることにより、スポーツ行政において培われてきたノウハウや人材、場などを、障害者スポーツ振興においても活用することができるようになるといえます。



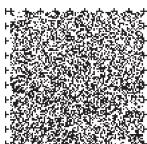
例えば、スポーツ行政分野で活躍しているスポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員が、互いの活動について理解を深めたり、事業実施の際に連携することなどにより、障害者スポーツの一層の振興を図ることができるでしょう。

さらに、スポーツ行政で培われてきたノウハウを、例えば、障害者スポーツ競技団体の組織力や団体間の連携の強化、さらに競技力向上のための体制整備に活用する等をしていくことにより、競技人口の拡大、ひいては、障害のある人のスポーツ人口のすそ野の拡大につなげることもできるでしょう。

障害者スポーツ競技団体の組織力の強化などがなされると、一般スポーツの競技団体との連携も深まり、ゆくゆくは、例えば、障害のある人とない人の合同競技会などの開催も可能となってくるでしょう。

以上のように、一人でも多くの障害のある人が日常的にスポーツを楽しめるよう障害者スポーツを振興していくためには、「スポーツに関する情報発信と相談機能の整備」、「スポーツの場の整備」、「スポーツを支える人材の育成とともに楽しむ仲間の確保」に加えて、「障害者スポーツへの取組体制を強化」するための施策も重要です。

そのためには、障害者スポーツについて、福祉の視点を持ちながら、スポーツ施策と一体的・総合的に振興を図っていくことと、障害者スポーツ競技団体の組織力や団体間の連携の強化、競技力向上のための体制整備を進めることが必要であるといえます。



第3章 今後の都における障害者スポーツの振興に向けて

1 計画の理念

—障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指して—

本計画の理念は、現在の「東京都スポーツ振興基本計画」と同様としますが、計画の実施にあたっては、福祉的な観点を十分に踏まえて進めるものとします。

※ 「東京都スポーツ振興基本計画」の基本理念

—「スポーツ都市東京」を目指して—

都民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会、すなわち「スポーツ・フォア・オール」を基本理念とします。

2 計画の期間

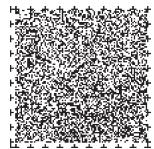
平成23（2011）年度～平成32（2020）年度

今後の都における障害者スポーツ振興にかかる中長期計画です。平成23年度を初年度とし、平成32年度を終期とした10年を見通す計画としています。

3 計画の目標

障害のある人がそれぞれのスタイルや意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめる社会を実現できるよう、以下の3つを目標とします。

- ① 障害者スポーツの情報発信と普及啓発が進み、障害のある人とない人の相互理解と交流が進んでいる
- ② 障害者スポーツを支える人材育成が進み、地域ごとに障害者スポーツを楽しめる環境づくりが広がっている
- ③ 障害者スポーツの競技力強化が進み、障害のあるアスリートがパラリンピック等の国際舞台で活躍している



4 振興の方向性

【全体の方針・方向性】

前章でも明らかになったように、今後、都において障害者スポーツ振興を進めるためには、様々な取組を同時並行で進めていく必要があります。

なかでも、一人でも多くの障害のある人が、身近な地域でスポーツ活動の取組を開始・継続し、スポーツを通じてより豊かな生活を実現できるよう、都は、障害のあるなしに関わらず、だれでも身近な地域においてスポーツを楽しめる環境の整備を重点的に進めていきます。

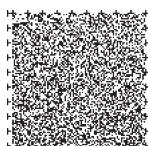
取組を進めるにあたっては、障害者スポーツについて、福祉の視点を持ちながら、スポーツ施策として位置づけ、一般スポーツと一体的に施策を展開していくこととします。

一般スポーツとの一体的な施策展開により、これまでスポーツ行政において蓄積されてきた事業ノウハウやスポーツ振興の仕組み、人材（スポーツ推進委員など）、場（地域スポーツクラブ、スポーツ施設など）などを、障害者スポーツ振興にも広げ、それらを共有し活用することが期待できます。

また、障害者スポーツの各ステージ、すなわち、地域においてスポーツのすそ野を広げる段階から競技スポーツとして競技力向上を目指す段階に至るまで、それぞれのステージに応じた施策を、スポーツ行政のなかで展開できることになります。

さらに、従来からの福祉的側面を主とする視点に、スポーツ振興の視点を加えることにより、スポーツ施策における資源を活用できるほか、これまで福祉施策では及びにくい傾向にあった競技力向上策等についても、一層の展開が可能になるといえます。そして、これらにより、障害者スポーツへの総合的な取組体制の強化にまでつながることが期待できます。

今後、都においては、地域での環境整備を着実に推進することを重点に据えながら、障害者スポーツの情報を積極的に発信することにより、普及啓発やスポーツ活動を促進し、また、同時に、障害のあるアスリートの競技力向上などを通じて障害者スポーツへの取組体制の強化も図っていきます。



障害者スポーツをどのように振興していくのか、以上述べた全体の方向性を踏まえ、以下の3つの視点から施策を展開していくこととします。

施策展開の際は、事業の開始時期を、平成23年度、短期（平成24～25年度）、中期（平成26～28年度）、長期（平成29～32年度）の4つの時期に分け、事業を着実に実施していきます。また、これらの事業・取組が順次つながり、あるいは組み合わさりながら実施されることにより、事業効果が相乗的に高まり計画の目標達成へつながるよう、展開を図っていきます。

（1）視点1：障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進

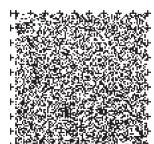
障害のある人に障害者スポーツが知られ、それがスポーツに取り組むきっかけとなるよう、そして、障害のない人にも障害者スポーツの取組や考え方を広めていくために、障害者スポーツに関する情報発信・理解促進・普及啓発を進めています。また、障害者スポーツの導入を円滑に進めることを可能とするための相談機能も整備していきます。

その目指す姿は、障害者スポーツの情報発信と普及啓発が進み、障害のある人との人の相互理解と交流が進んでいる状態です。

施策の展開にあたっては、始めに、社会一般への普及啓発を、次に、一般への普及啓発に加えて障害のある当事者への情報発信を行い、障害のある人との人がともにスポーツを楽しむための普及啓発を目指し、段階的に取り組んでいきます。

（2）視点2：障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備

一人でも多くの障害のある人が、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、そのための環境づくりを進めています。具体的には、障害者スポーツの場の開拓・整備と障害者スポーツを支える人材の育成・確保を進めています。



その目指す姿は、障害者スポーツを支える人材育成が進み、地域ごとに障害者スポーツを楽しめる環境づくりが広がっている状態です。

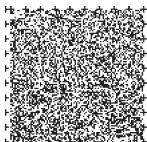
施策の展開にあたっては、始めに、区市町村事業との密接な連携を図りながら、地域スポーツクラブ等での取組を促進し、次に、区市町村や地域スポーツクラブに加え民間の社会福祉施設等における取組を促進、そして、区市町村等の各主体における取組内容をレベルアップするための支援強化を目指し、段階的に取り組んでいきます。

(3) 視点3：障害者スポーツへの取組体制を強化

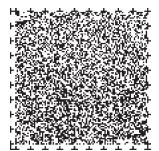
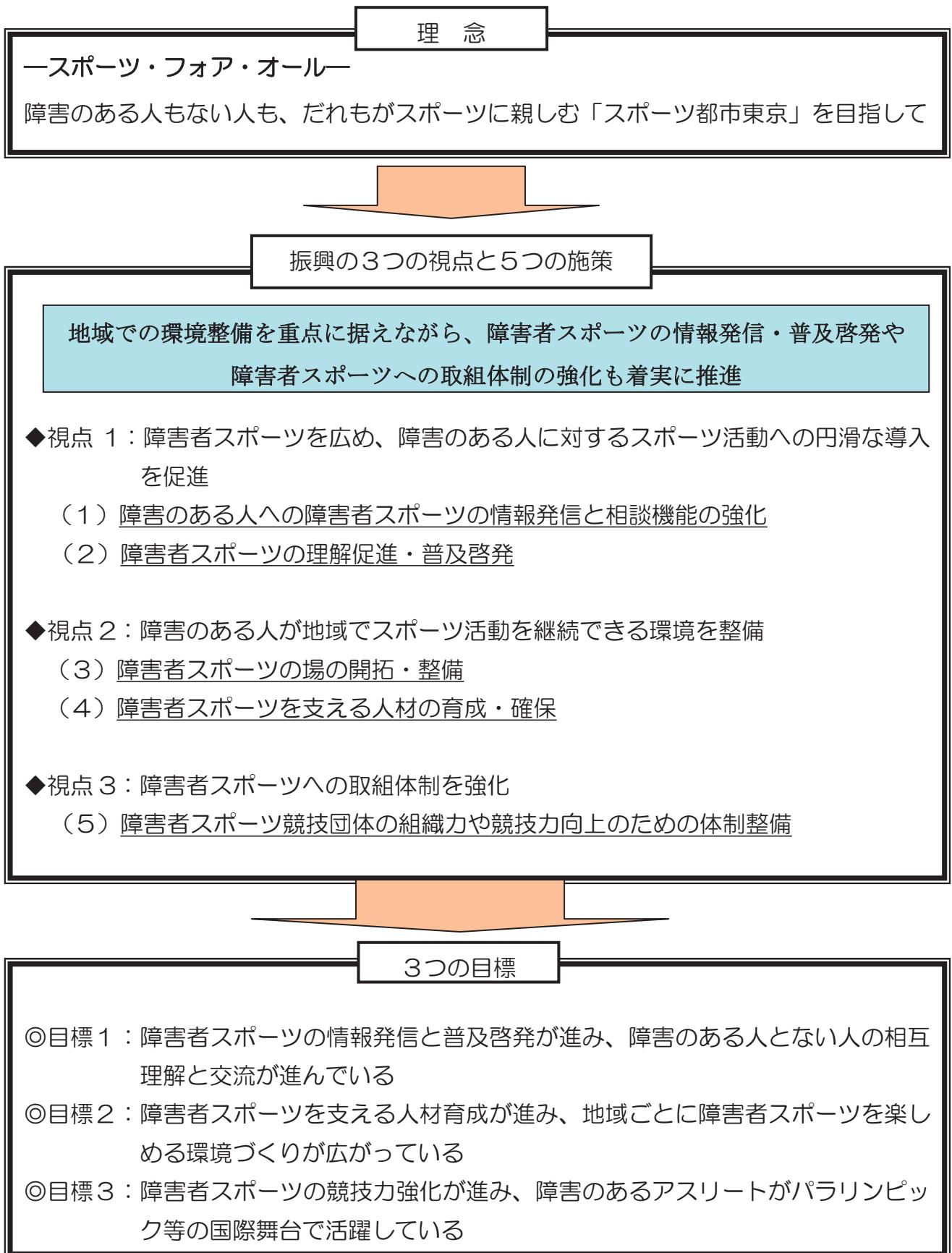
以上の各視点に基づく取組を進めながら、障害者スポーツの振興を推し進める上での基盤を確固なものとしていくために、あわせて、競技人口を増やし、ひいては一人でも多くの障害のある人がスポーツを楽しめるようにするためにも、障害者スポーツへの取組体制の強化を図っていきます。

その目指す姿は、障害者スポーツの競技力強化が進み、障害のあるアスリートがパラリンピック等の国際舞台で活躍している状態です。

施策の展開にあたっては、始めに、平成25年度のスポーツ祭東京2013における全国障害者スポーツ大会などの東京都選手の活躍を目標に据えた選手の競技力強化を、そして、次の段階では選手の競技力強化に加え、競技団体の組織力を強化することを目指し、段階的に取り組んでいきます。



今後の都における障害者スポーツ振興の展開について（図）

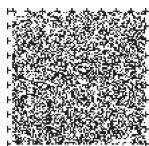


5 振興の方策と具体的な展開

今後の都における障害者スポーツ振興のために、以上の3つの視点ごとに施策を設定し、具体的な事業・取組を以下のように展開していきます。

【記載事項】

項目	事業等の開始時期	事業主管局
事業・取組等の内容		



◆視点1：障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進

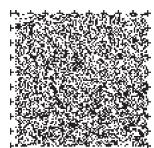
施策1 障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化

障害のある人や障害のある人が利用する社会福祉施設等に向けて、スポーツの効用や楽しみを分かりやすく伝えるほか、「いつ、どこで、どのような」スポーツができるのか等の具体的な情報を提供し、障害のある人がスポーツを行うきっかけとなることを目的として、障害者スポーツにかかる情報発信と相談機能を強化します。

また、区市町村や地域スポーツクラブ等において、障害者スポーツ事業を企画立案する際の参考となるような情報の発信も進めます。

【具体的事業・取組】

障害のある人が集まるイベントでの障害者 スポーツの紹介	23年度	スポーツ振興局
障害のある人や障害者福祉関係者が多く集まるイベントにおいて、障害者スポーツの紹介を行う。		
障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ（仮称）」の開設	短期	スポーツ振興局
都内公共スポーツ施設のバリアフリー情報、障害者スポーツ教室の開催情報など障害のある人や障害者スポーツ関係者等が必要とする情報を検索機能つきで提供するとともに相談等も可能な、東京の障害者スポーツについてあらゆることが分かる、障害者スポーツを専門に扱ったポータルサイトを開設する。		
障害のある人に向けた様々な障害者スporte ツイベントの実施	短期	スポーツ振興局
障害のある児童や成人を対象に、楽しくスポーツ体験などができるイベントを開催し、スポーツに興味のない障害者にもスポーツの楽しさや効用を知ってもらい、スポーツを始めるきっかけを提供する。		



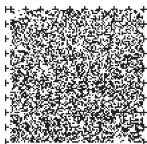
社会福祉施設等への情報提供や体験教室等 の開催	短期	スポーツ振興局
障害のある人がスポーツ活動を始めるきっかけとなることを目的として、障害のある人が利用する社会福祉施設等において障害者スポーツに関する情報提供・相談対応をしたり、体験教室を開催するなどにより、障害者スポーツを紹介し広めていく。		
【障害者スポーツ地域開拓推進事業（後述）の一環として実施】		
障害者スポーツに関する情報ネットワーク の構築	長期	スポーツ振興局
障害者スポーツ指導員、スポーツ推進委員、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、区市町村など障害者スポーツを支える人材・組織の間に、情報ネットワークを構築し、障害者スポーツ事業に関する情報交換等を行うことにより、より効果的な障害者スポーツ事業の実施に役立てる。		



【ゴールボールの体験教室】



【フライングディスクの体験教室】



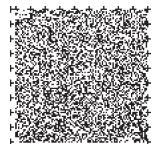
施策2 障害者スポーツの理解促進・普及啓発

障害のある人にもない人にも、また、年齢や性別に関わらず、広く障害者スポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうため、ウェブサイトや各種イベント等の様々な媒体・機会を通じて障害者スポーツにかかる普及啓発を推進していきます。

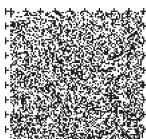
また、東京で開催される国際大会等で障害のあるアスリートが競技に打ち込む姿を通して人々に勇気と感動を与えるなどにより、障害者スポーツの多彩な魅力を発信し理解の促進を図っていきます。

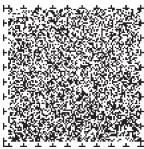
【具体的事業・取組】

障害者スポーツ事例集「障スポ・プロデュースマニュアル」の作成	23年度	スポーツ振興局
障害者スポーツ事業を企画・実施する際の参考情報を集めた資料集を作成し、区市町村やスポーツ推進委員、地域スポーツクラブ等に配布する。このことにより、地域における障害者スポーツ教室等の開催を促進する。		
ホームページでの障害者スポーツ紹介ページ「ダイナミック・ムーブ！障スポ」の掲載	23年度	スポーツ振興局
写真や動画を用いながら、障害者スポーツの様々な競技やイベント・教室等について分かりやすく紹介する。 【平成23年度は、東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツTOKYO インフォメーション」に掲載を開始】		
スポーツイベント等を活用した普及啓発	23年度	スポーツ振興局
スポーツ博覧会、東京大マラソン祭り等のスポーツイベントや、キッズフェスタ等、様々なイベントの場を活用して、障害者スポーツのデモンストレーションや体験の場を提供し、普及啓発を図る。		



アスリートの学校派遣「一日校長先生」 パラリンピアン出前授業	22年度 23年度	教育庁 スポーツ振興局
障害者スポーツのトップアスリートであるパラリンピアン等が、特別支援学校や小・中・高校において講演やデモンストレーション、実技指導などをを行い、スポーツの素晴らしさを伝え、スポーツを始めるきっかけを提供するとともに普及啓発を図る。		
スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信	短期	スポーツ振興局
多くの人々への訴求力を有する雑誌等の媒体を通じて、障害者スポーツのトップレベルの競技、アスリートの人間ドラマ等について発信することにより、障害者スポーツのダイナミズムや素晴らしさ、魅力を伝えていくとともに、障害者スポーツへの共感を醸成する。		
都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会 の合同開会式	短期	スポーツ振興局
障害のある人もない人も、ともにスポーツに親しむ場として、都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式を開催し、一般スポーツと障害者スポーツを一体として広めていく。		
障害者スポーツ分野の功労者等への表彰	短期	スポーツ振興局
東京都スポーツ功労賞や東京都功労者表彰等の表彰制度に、新たに障害者スポーツ分野の表彰を導入し、障害者スポーツ分野における功労者の功績を称えるとともに、障害者スポーツ振興の一層の取組に向けたインセンティブとする。		
東京で開催される国際大会への支援	短期	スポーツ振興局
国際競技団体が東京において開催する大会のうち、都のスポーツ振興施策に寄与し、かつスポーツ都市東京を国際的にアピールできる大会に対して支援を行うことにより、東京から障害者スポーツを広めていく。		
障害者スポーツ事業普及・充実のための手 引き「障スポ・グレードアップ・マニュアル (仮称)」の作成	中期	スポーツ振興局
障害のある人が参加しやすいスポーツ事業を企画・実施し、充実させていくための指針や障害別の特性や配慮すべき事項、効果的な支援方法、障害のある人へのPR方法等を盛り込んだ、事業の実施に役立つ実践的な手引きを作成し、区市町村やスポーツ推進委員、地域スポーツクラブ等に配布する。		





障害のある人とない人がともに楽しめる スポーツの普及と場の拡大	中期	スポーツ振興局
障害のある人もない人も、ともに楽しめるスポーツの普及を促進するとともに、地域スポーツクラブの活動の場などにおいて障害のある人もない人もともにスポーツに楽しむ場を広げていく。		
【障害のある人もない人もそれぞれの心身の状態等に応じて、ともに楽しめるスポーツとして、ボッチャ、風船バレー、卓球バレー、ショートテニス、ターゲットバードゴルフなど、多様なスポーツがあり、だれもが楽しめる新たなスポーツの開発も進んでいる。】		
特別支援学校と小・中・高校とのスポーツ 交流等の実施	長期	教育庁
特別支援学校と小・中・高校において、児童・生徒が部活動や学校行事等を通して、ともにスポーツを楽しみ相互に理解できる場や機会を充実する。		

【ボッチャ】



ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案された障害者スポーツの代表的なスポーツですが、障害のある人だけではなく、だれもが楽しむことのできるスポーツです。ジャックボールと呼ばれる白い的球に自身のボール（赤または青）をどれだけ近づけられるか競い合います。

【風船バレー】



主にバドミントンコートを使用し、中に鈴を入れたゴム風船を打ち合う競技として行われています。顔などに球が当たっても怪我などの心配が少ないことや、空中での滞留時間が長く打ちやすいなどの理由から、高齢者や車いすの利用者、視覚障害のある人も参加でき、レクリエーションやリハビリーション等にも用いられることが多いスポーツです。

【卓球バレー】



卓球台を通常6人1チームで囲み、中に鉛玉の入った球を台とネットの間に通して打ち合うスポーツです。ラケットは長方形をした木製の板を使用しますが、うちわやペットボトルなど様々な用具を利用して楽しむこともできます。また障害の種別や程度、障害の有無を問わず、だれでも楽しめるスポーツです。

【ショートテニス】

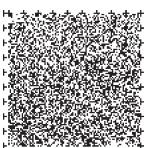


通常より短く軽いラケットでプレーし、スポンジ製の大きめで軽いボールを使用することにより、思いきり強打してもバウンド後は減速するため、子供から高齢者、障害のある人がラリーを続けやすいスポーツです。また、音が出るボールを使うことにより、視覚障害のある人が楽しむこともできます。

【ターゲットバードゴルフ】



傘を逆さまにしたネットをホールとし、バドミントンの羽をつけたプラスチック製のゴルフボールを通常のゴルフクラブ（ウェッジ等）で打つスポーツです。狭い場所でもフルスイングの爽快感を感じられることや初心者でも楽しめることから、生涯スポーツとして様々なところで行われています。



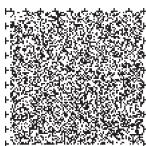
◆視点 2：障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備

施策 3 障害者スポーツの場の開拓・整備

障害のある人がスポーツ活動を身近な地域で継続して行えるように、地域のスポーツ施設や社会福祉施設等においてスポーツ教室を開催するなど、スポーツをする場を広げていくために、ハード・ソフト両面から整備を図っていきます。

【具体的事業・取組】

障害者スポーツ地域開拓推進事業	短期	スポーツ振興局
<p>地域における障害者スポーツの取組を広めるため、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に地域開拓推進員を配置する。地域開拓推進員は、区市町村や地域スポーツクラブ等を訪問して障害者スポーツにかかる地域ニーズの掘り起こしを行うとともに、障害者スポーツ教室や体験教室等の取組を提案する。実施に際しては、障害者スポーツ指導員派遣のコーディネートを行い、継続的な取組となるよう支援する。</p> <p>平成 24 年度以降は、地域開拓推進員の訪問先に社会福祉施設を追加して拡大するほか、コーディネート内容のメニューに障害者スポーツ用具の貸与を加える。さらに、初年度の開拓先を継続してフォローする体制を整備することにより、地域での継続的な取組を支援する。</p> <p>【平成 23 年度は、「障害者スポーツコーディネート事業」としてモデル的に実施】</p>		
スポーツ祭東京 2013 を契機としたバリアフリーやユニバーサルデザインのスポーツ施設・宿泊施設の整備促進	短期	スポーツ振興局 福祉保健局 産業労働局
<p>スポーツ祭東京 2013 の競技会場等については、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別、障害の有無に関わらず、あらゆる人にとって使いやすい施設整備を目指す。</p> <p>また、大会開催を契機として、スポーツ施設や宿泊施設のバリアフリー化を促進するため、区市町村に対する補助制度及び宿泊事業者への助成制度について、一層の周知を図っていく。</p>		



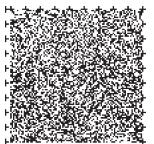
地域スポーツクラブへの障害者の参加促進	短期	スポーツ振興局
地域におけるスポーツ活動の主要な場である地域スポーツクラブに、障害のある人のスポーツの場を整備し、障害のある人の参加を促進していく。 【障害者スポーツ地域開拓推進事業及び障害者スポーツセミナー（後述）の一環として実施】		
東京都障害者スポーツセンターの劣化度診断等の実施	短期	スポーツ振興局
東京都障害者スポーツセンター（総合・多摩）の劣化度診断を実施し、施設の利便性向上に向け老朽化等の状況を把握する。		
地域における障害者スポーツの場の拡大に向けた働きかけ	中期	スポーツ振興局
地域において障害者スポーツの場を拡げていくために、区市町村が主体となって障害者スポーツ事業の企画・実施が進むよう、可能なところから働きかけを行っていく。		



【ボッチャ教室（武藏野市内）】



【ショートテニス教室（武藏野市内）】



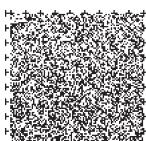
施策4 障害者スポーツを支える人材の育成・確保

障害のある人がスポーツ活動を身近な地域で継続して行えるように、スポーツ事業を担当する行政職員等に対するセミナーの開催や、障害者スポーツ活動の指導や支援にあたる人材等の育成・確保を図っていきます。

その際は、新たな人材の育成を進めつつ、すでに障害者スポーツ指導員資格を有する人材や、地域においてスポーツ活動の場を有しているスポーツ推進委員など、すでに活動実績や活動の場を有する人材の有効活用が可能となるような施策を中心に展開していきます。

【具体的事業・取組】

障害者スポーツセミナーの実施	23年度	スポーツ振興局
障害者スポーツ事業の実施のきっかけとなるよう、区市町村職員、地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等を対象にセミナーを実施し、地域における障害者スポーツ振興のキーパーソンを育成する。		
障害者スポーツ指導員資格取得の促進	短期	スポーツ振興局
地域の様々なスポーツの場において、障害者スポーツ指導員の配置を促進するために、区市町村スポーツ施設の職員やスポーツ推進委員等を対象に、障害者スポーツ指導員資格の取得を促進していく。		
ピア・インストラクティングの推進	中期	スポーツ振興局
障害のある人に関わる機会の多い人から当事者に対してスポーツを広めてもらうことを目的に、障害のある人や社会福祉施設の職員等を対象として障害者スポーツ指導員資格の取得を奨励する。 【「ピア・インストラクティング」とは…ピアとは、仲間、友人、同僚等の意であり、ピア・インストラクティングとは、障害のある人の仲間どうしや、障害のある人と関わる機会の多い社会福祉施設の職員などを通じたスポーツの普及を指している。】		
地域における障害者スポーツを支える人材の育成・確保に向けた働きかけ	中期	スポーツ振興局
地域において障害者スポーツを支える人材を育成・確保していくために、区市町村スポーツ施設などにおいて障害者スポーツ指導員等の配置が進むよう、可能なところから働きかけを行っていく。		

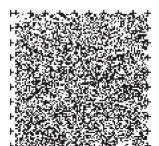


スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員 による事例検討会の実施	中期	スポーツ振興局
--------------------------------------------	-----------	----------------

地域における障害者スポーツ事業の企画・実施が進んでいるなかで、スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による共同の事例検討会を開催し、障害者スポーツにかかる情報交換や課題解決に資するとともに、関係者の資質向上につなげる。



【障害者スポーツセミナーの様子】



◆視点3：障害者スポーツへの取組体制を強化

施策5 障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備

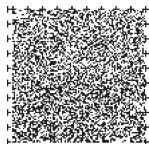
障害者スポーツ振興を推し進める上での基盤を強固なものとしていくために、あわせて、競技人口を増やし、ひいてはスポーツに取り組む人の数を増やしていくためにも、障害者スポーツ競技団体の組織力や団体間の連携の強化、競技力向上のための体制整備を図り、障害者スポーツへの取組体制の強化につなげます。

そのために、障害のある選手の競技力向上を目指した強化練習会の開催、さらには、障害者スポーツ競技団体の組織力の向上や指導者育成に向けた支援を行っていきます。

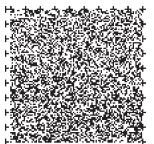
障害のある選手に対する競技力向上に向けた支援は、将来、その選手が指導者となったときに、障害者スポーツをリードする役割が期待でき、障害者スポーツ全体の体制強化につながるほか、社会全体において障害への理解が進み、障害のある人が活躍する活力ある社会の実現に寄与することが期待できます。

【具体的事業・取組】

強化練習会の新規開催	23年度	スポーツ振興局
スポーツ祭東京2013の開催をはじめ、国内のトップレベルの競技大会、さらには、パラリンピックなどの国際大会での東京都選手の活躍を目指し、全国障害者スポーツ大会の実施競技を中心に強化練習会を新規に開催し、東京都選手の競技力を向上させる。		



障害者スポーツのトップアスリートのため の練習環境整備の要望	23年度	スポーツ振興局
<p>競技力向上のためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。</p> <p>パラリンピック等の出場選手など障害者スポーツのトップアスリートが、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」を利用可能となるよう、国への働きかけを行っていく。</p>		
指導者育成支援に向けての検討	中期	スポーツ振興局
<p>強化練習会に参加した指導者を対象に、競技力向上のための最新の医科学知識等を習得するための研修会を開催するほか、広く障害者スポーツ競技団体の指導者を対象に、組織マネジメントスキルを習得するための研修会を開催するなど、競技団体の基盤を強化することにより競技力強化につなげる活動について検討する。</p>		
障害者スポーツ競技団体の競技力や組織力 向上活動等に対する支援策の検討	中期	スポーツ振興局
<p>障害者スポーツ競技団体が実施する、競技力・組織力の向上を図るための活動（強化練習会等）等に対する支援策や支援のあり方について検討する。</p>		
障害者スポーツ競技団体間や一般スポーツ 競技団体等との連携のあり方の検討	中期	スポーツ振興局
<p>障害のある人が、それぞれのスタイルや意向に応じてスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツ競技団体間や障害者スポーツ競技団体と一般スポーツ競技団体等との連携策や連携のあり方について検討する。</p>		
検討等に基づく指導者育成支援・団体の競 技力や組織力向上活動に対する支援策・団 体の連携のあり方などの具体策の実施	長期	スポーツ振興局
<p>指導者育成支援、団体の競技力や組織力向上活動に対する支援策、団体の連携のあり方などの具体策にかかる検討結果等を踏まえ、具体策の実施に結びつける。</p>		

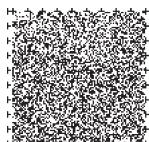


「東京都障害者スポーツ振興計画」年次計画体系図

次の図は、今後、都において障害者スポーツを振興していくにあたり、これまで掲げた各事業・取組について、いつ実施するのかという観点を加味して体系的に示したものです。

計画期間である10年間を、平成23年度、短期（平成24～25年度）、中期（平成26～28年度）、長期（平成29～32年度）の4つの時期に分け、それぞれの時期において実施すべき事業・取組について、体系的に示しています。

3つの視点における施策ごとに、それぞれの時期・段階において障害者スポーツ振興策をどのように展開していくのかについて、また、最終的に目指す姿についても示しています。



「東京都障害者スポーツ振興計画」年次計画体系図
～障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指して～

期間		短期(2~3年)	中期(4~6年)	長期(7~10年)
年度	平成23年度 障害者スポーツ振興事業の開始	平成24~25年度 スポーツ祭東京2013	平成26~28年度	平成29~32年度
障害のある人への 障害者スポーツの 情報発信と相談機能 の強化	社会一般への普及啓発	社会一般と障害者(当事者)双方への 情報発信・普及啓発		障害のある人とい人が ともにスポーツを楽しむ ための普及啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人が集まるイベントでの障害者スポーツの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ(仮称)」の開設・運営 ◆障害のある人に向けた様々な障害者スポーツイベントの実施 ◆社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ(仮称)」の運営(継続) ◆障害のある人に向けた様々な障害者スポーツイベントの実施(継続) ◆社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツに関する情報ネットワークの構築 ◆障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ(仮称)」の運営(継続) ◆障害のある人に向けた様々な障害者スポーツイベントの実施(継続) ◆社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催(継続)
障害者スポーツの 理解促進・普及啓発	障害者スポーツの 理解促進・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ事例集「障スポ・プロデュースマニュアル」の作成 ◆ホームページでの障害者スポーツ紹介ページ「ダイナミック・ムーブ!障スポ」の掲載 ◆スポーツイベント等を活用した普及啓発 ◆アスリートの学校派遣「一日校長先生」、パラリンピアン出前授業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信 ◆都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式 ◆障害者スポーツ分野の功労者等への表彰 ◆東京で開催される国際大会への支援 ◆ホームページでの障害者スポーツ紹介ページ「ダイナミック・ムーブ!障スポ」の掲載(継続) ◆スポーツイベント等を活用した普及啓発(継続) ◆アスリートの学校派遣「一日校長先生」、パラリンピアン出前授業(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ事業普及・充実のための手引き「障スポ・グレードアップ・マニュアル(仮称)」の作成 ◆障害のある人とい人がともに楽しめるスポーツの普及と場の拡大 ◆都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式(継続) ◆障害者スポーツ分野の功労者等への表彰(継続) ◆ホームページでの障害者スポーツ紹介ページ「ダイナミック・ムーブ!障スポ」の掲載(継続) ◆スポーツイベント等を活用した普及啓発(継続)
	区市町村や地域スポーツ クラブでの取組を促進	区市町村や地域スポーツクラブに加え、 福祉施設における取組を促進	各主体における取組内容を レベルアップするための支援強化	
障害者スポーツの 場の開拓・整備	障害者スポーツの 場の開拓・整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ地域開拓推進事業(障害者スポーツコーディネート事業) <ul style="list-style-type: none"> ・地域開拓推進員による場の開拓 ・障害者スポーツ指導員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における障害者スポーツの場の拡大に向けた働きかけ ◆障害者スポーツ地域開拓推進事業(継続) (メニューは記載略) ◆地域スポーツクラブへの障害者の参加促進(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ地域開拓推進事業(継続) (メニューは記載略) ◆地域スポーツクラブへの障害者の参加促進(継続)
	障害者スポーツを 支える人材の 育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツセミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツ指導員資格取得の促進 ◆障害者スポーツセミナーの実施(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ピア・インストラクティングの推進 ◆地域における障害者スポーツを支える人材の育成・確保に向けた働きかけ ◆スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による事例検討会の実施 ◆障害者スポーツ指導員資格取得の促進(継続) ◆障害者スポーツセミナーの実施(継続)
障害者スポーツ競 技団体への取組	選手の競技力強化	選手の競技力強化に加え、競技団体の組織力を強化		
	障害者スポーツ競 技団体の組織力や 競技力向上のため の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆強化練習会の新規開催 ◆障害者スポーツのトップアスリートのための練習環境整備の要望(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆指導者育成支援に向けての検討 ◆障害者スポーツ競技団体の競技力や組織力向上活動等に対する支援策の検討 ◆障害者スポーツ競技団体間や一般スポーツ競技団体等との連携のあり方の検討 ◆強化練習会の開催(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討等に基づく指導者育成支援・団体の競技力や組織力向上活動に対する支援策・団体の連携のあり方などの具体策の実施 ◆強化練習会の開催(継続)

おわりに　—計画の実現に向けて—

1 推進体制と各主体の役割

障害者スポーツ振興の取組を推進していくためには、東京都をはじめ、国、区市町村、関係団体などが連携し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが必要です。

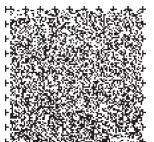
すなわち、国には、障害者スポーツを含めたスポーツ振興のための、国としての長期的ビジョンを示しながら、例えばパラリンピック競技など、障害者スポーツ分野におけるトップレベルの競技スポーツについて、一般スポーツと一緒に振興を図っていくなど、国でなければできない取組を推進していくことが期待されます。

都は、障害者スポーツ振興の中長期の指針を提示するとともに、福祉や教育分野等と連携しながら、障害者スポーツ振興のための環境整備を図るための施策を打ち出していくきます。そして、地域における障害者スポーツ振興の担い手となる様々な主体を支援していきます。

都内2か所の都立の障害者専用スポーツセンターにおいては、開設以来25年以上にわたり培ってきた経験と実績を踏まえ、障害のある人が、地域のスポーツ施設でスポーツ活動を行うための橋渡しになるような支援や相談を引き続き実施していきます。

また、都における障害者スポーツ振興の拠点として、リハビリ段階にあるなど地域でのスポーツ活動に移行する前の人や、より手厚い支援が必要な重度の障害のある人のスポーツ活動を支援するなど、様々な利用目的や障害特性等に応じた効果的なスポーツ活動にかかる支援を提供したり、競技力向上策等の高度な専門性が必要な支援など、地域において十分な対応を図ることが困難な事柄に適切に対応していきます。

さらに、障害者スポーツを支える人材やボランティア育成のための実践的な研修の場を提供するなど、広域スポーツセンター機能も担っていきます。



区市町村には、それぞれの地域の状況に応じ、都の施策等を活用しながら、障害者スポーツ振興策を着実に進め、地域の障害のある人が一人でも多くスポーツを楽しめるような取組を実施していくことが期待されます。

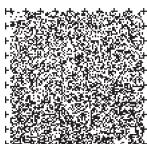
さらに、都における障害者スポーツ振興において中心的な役割を果たしている公益社団法人東京都障害者スポーツ協会には、都における障害者スポーツの中核として、福祉やスポーツ、教育や医療等の分野、また障害者スポーツ関係団体等と連携しながら、地域における障害者スポーツ振興事業を支援・実施していくことが求められるでしょう。あわせて、障害者スポーツの理解促進事業や情報発信を通して、広く都民へ障害者スポーツの普及を推進する役割も、一層期待されます。

2 計画の評価及び見直し

今後、都における障害者スポーツ振興にあたっては、本計画で示した中長期の目標を見据えながら、体系立てて、継続的・計画的に取り組んでいきます。また、必要に応じて、計画の見直し・変更も検討していきます。

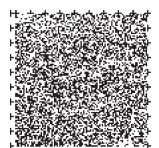
本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、東京都スポーツ振興審議会に適宜報告を行う等により、適切な進行管理を図っていきます。

さらに、一定期間経過後には、社会経済状況との変化に柔軟かつ的確に対応していくため、必要に応じて、達成状況を勘案する等により本計画の評価を行い、施策見直し等の検討材料とします。



資料編

- 1 実態調査の対象・回答者の属性等について
 - (1) 障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査
 - (2) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査【スポーツ推進委員協議会・委員会（旧体育指導委員協議会・委員会）】
 - (3) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査【障害者スポーツ指導員】
- 2 本計画の策定経過について
 - 東京都スポーツ振興審議会第23期 委員名簿
 - 東京都スポーツ振興審議会障害者スポーツ専門部会 委員名簿



1 実態調査の対象・回答者の属性等について

東京都スポーツ振興局では、都における障害者スポーツに関する実態を把握し、本計画を策定するための基礎資料として活用するため、平成 23 年度に 3 種類の調査を行いました。各調査の対象、回答者の属性等は以下のとおりです。

(1) 障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査（本文では「障害のある人の実態調査」と表記）

1 調査対象

都内の障害者福祉施設（入所、通所）や団体等を利用している障害のある人
【身体障害者】 1,366 人（視覚 100 人、聴覚 125 人、肢体不自由他 1,141 人）
【知的障害者】 200 人
【精神障害者】 170 人 合計 1,736 人

2 調査期間

平成 23 年 8 月 11 日から平成 23 年 9 月 2 日まで

3 調査方法

- ・施設・団体を通して調査票を配布
- ・回答者個人から郵送により回収

4 回収状況

- ・発送数 (a) 1,736 票
- ・有効回収数 (b) 743 票（身体障害 464、知的障害 144、精神障害 135）
- ・有効回収率 (b/a) 42.8%

5 回答者の属性等

- ・男性 499 人 (67.2%)、女性 242 人 (32.6%)
- ・10 歳代 43 人 (5.8%)、20 歳代 116 人 (15.6%)、30 歳代 128 人 (17.2%)、40 歳代 178 人 (24.0%)、50 歳代 142 人 (19.1%)、60 歳以上 129 人 (17.4%)
：平均年齢 43.3 歳
- ・移動や外出等の状況

【家や居室の中での移動】

ひとりでできる 77.5%、一部支援が必要 12.2%、全部支援が必要 6.9%

【バス・列車の利用】

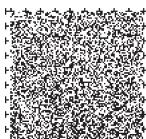
ひとりでできる 40.4%、一部支援が必要 31.0%、全部支援が必要 25.4%

【タクシーの利用】

ひとりでできる 37.8%、一部支援が必要 23.7%、全部支援が必要 30.7%

【自家用車の運転】

ひとりでできる 12.2%、一部支援が必要 4.8%、全部支援が必要 46.7%



(2) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査【スポーツ推進委員協議会・委員会（旧体育指導委員協議会・委員会）】

1 調査対象

都内各区市町村体育指導委員協議会・委員会（60 地区）

2 調査期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 9 月 2 日まで

3 調査方法

- ・各地区の体育指導委員協議会・委員会に対し調査票を郵送配布し、郵送にて回収
- ・各設問に対しては、平成 23 年 8 月 1 日現在の状況として回答

4 調査内容

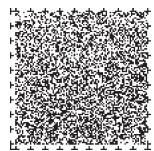
- ・体育指導委員協議会・委員会としての障害者スポーツへの取組状況
- ・障害者スポーツに対する意向・要望

5 回収状況

- ・発送数 (a) 60 票
- ・有効回収数 (b) 59 票
- ・有効回収率 (b / a) 98.3%

6 その他

本調査における「体育指導委員」の名称は、スポーツ基本法の成立・施行（平成 23 年）により、「スポーツ推進委員」と改称された。



(3) 障害者スポーツの取組状況等に関する実態調査【障害者スポーツ指導員】

1 調査対象

障害者スポーツ指導員東京都登録者 1,637 人

2 調査期間

平成 23 年 9 月 8 日から平成 23 年 9 月 22 日まで

3 調査方法

東京都障害者スポーツ指導員協議会を通じて、各障害者スポーツ指導員に対し
調査票を郵送配布し、郵送にて回収

4 調査内容

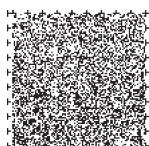
- ・障害者スポーツへの取組状況
- ・障害者スポーツに対する意向・要望

5 回収状況

- ・発送数 (a) 1,637 票
- ・有効回収数 (b) 334 票
- ・有効回収率 (b / a) 20.4%

6 回答者の属性等

- ・男性 137 人 (41.0%)、女性 197 人 (59.0%)
- ・20 歳代 39 人 (11.7%)、30 歳代 57 人 (17.1%)、40 歳代 62 人 (18.6%)、
50 歳代 56 人 (16.8%)、60 歳代 85 人 (25.4%)、70 歳以上 34 人 (10.2%)
：平均年齢 50.18 歳
- ・就業している 220 人 (65.9%)、就業していない 113 人 (33.8%)
- ・障害者スポーツ指導員資格の種別：
初級 268 人 (81.0%)、中級 45 人 (13.6%)、上級 17 人 (5.1%)

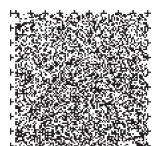


2 本計画の策定経過について

本計画は「東京都スポーツ振興基本計画」の障害者スポーツ分野の充実を図るため、同計画の障害者スポーツ編として策定しました。

本計画の策定にあたっては、東京都スポーツ振興審議会及び東京都スポーツ振興審議会障害者スポーツ専門部会における調査審議や、都民の方から寄せられた御意見を十分参考とさせていただきながら、以下のとおり進めました。

時期	項目	主な検討事項等
平成 23 年 4 月	第 1 回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・ 「東京都スポーツ振興基本計画～障害者スポーツ編～（仮称）」の策定について・ 都における障害者スポーツの現状・ 障害者スポーツ振興の意義について
平成 23 年 7 月	第 2 回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の骨子（素案）について
平成 23 年 11 月	第 3 回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・ 実態調査等の結果概要について・ 計画の原案について
平成 23 年 12 月	第 3 回審議会(第 23 期)	<ul style="list-style-type: none">・ 実態調査等の結果概要について・ 計画の原案について
平成 24 年 2 月	都民の方からの意見募集（パブリックコメント）	
平成 24 年 3 月	第 4 回審議会(第 23 期)	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの結果報告・ 計画の策定について（報告）

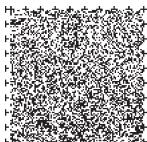


○東京都スポーツ振興審議会第23期 委員名簿

(任期：平成22年3月30日から平成24年3月29日まで)

	氏名	現職
1	あらき 荒木 時雄	東京商工会議所地域振興部長
2	いしざき 石崎 朔子	日本女子体育大学教授、(財)日本体操協会常務理事、(社)日本新体操連盟副会長
3	かさはら 笠原 一也	NPO法人日本オリンピックアカデミー会長
4	かねこ 金子 正子	(財)日本水泳連盟監事、東京シンクロクラブ監督
5	かわむら 河村 文夫	東京都町村会（奥多摩町長）
6	きうち 木内 秀樹	東京私立中学高等学校協会広報部長 (東京成徳大学中学・高等学校長)
7	きん 金 哲彦	NPO法人ニッポンランナーズ理事長
8	こばやし 小林 健二	東京都議会議員
9	すぎやま ◎ 杉山 茂	スポーツプロデューサー
10	たきぐち たきぐち 学	東京都議会議員
11	たけい 武井 雅昭	特別区長会（港区長）
12	なかの ○ 中野 英則	(財)東京都体育協会理事長
13	なかや 中屋 文孝	東京都議会議員
14	なみき 並木 心	東京都市長会（羽村市長）
15	のがわ 野川 春夫	順天堂大学スポーツ健康科学部学部長
16	はらだ 原田 宗彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
17	ふくい 福井 哲	FC東京育成部長 (財)日本サッカー協会指導者養成インストラクター（A級）
18	まるやま 丸山 正	(公財)日本レクリエーション協会専務理事
19	やまざき 山崎 正己	東京都高等学校体育連盟会長（都立桜町高等学校長）
20	やまざき 山崎 泰広	日本身体障害者社会人協会会长

◎会長、○副会長、(敬称略、平成24年3月現在)

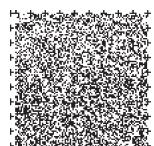


○東京都スポーツ振興審議会障害者スポーツ専門部会 委員名簿

(任期：平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 29 日まで)

分 野	氏 名	現 職
1 学識経験者	◎ たなか のぶゆき 田中 信行	日本体育大学健康学科長（教授）
2	ますだ あけみ 増田 明美	スポーツジャーナリスト 大阪芸術大学教授
3 関係団体	うえだ としろう 植田 敏郎	東京都障害者スポーツ指導員協議会副会長
4	おおくぼ はるみ 大久保 春美	公益財団法人日本障害者スポーツ協会 技術委員会委員長
5	なかの たけお 中野 竹男	東京都スポーツ推進委員協議会副会長
6	むらまつ しげふと 村松 重太	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興室長
7	やまとざき やすひろ 山崎 泰広	日本身体障害者社会人協会会长 東京都スポーツ振興審議会委員
8 行政関係者	おおたけ えつこ 大竹 慶子	港区教育委員会事務局生涯学習推進課長
9	ほりまつ ひでのり 堀松 英紀	羽村市教育委員会教育部スポーツ振興課長
10	よこざわ まこと 横沢 真	瑞穂町教育委員会教育部社会教育課長

◎座長、(敬称略、平成 24 年 3 月現在)



東京都障害者スポーツ振興計画

印刷物規格表 第3類

印刷番号 (23) 第88号

平成24年3月 発行

編集・発行 東京都スポーツ振興局スポーツ事業部調整課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)7729 FAX 03(5388)1337
<http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/>

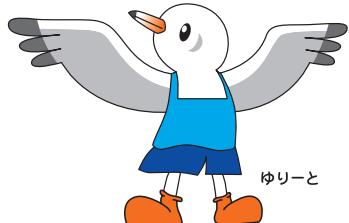
印 刷 株式会社 アライ印刷
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-12-7
電話 03(5376)9123 FAX 03(5376)8854



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

(Vegetable ink)

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート



スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会
公式ホームページ <http://www.sports-sai-tokyo2013.jp>



TOKYO 2020

APPLICANT CITY

2020年 オリンピック・パラリンピックを日本で！
公式ホームページ <http://tokyo2020.jp>